

一 同訓異義……………三

二 位置……………三

乙 各論……………三

一 「者」の字……………三

二 「之」の字……………三

三 「所」の字……………三

四 「矣」の字……………三

五 「而」の字……………三

六 「是」の字……………三

七 「將」の字 將爲 爲將 思將 欲……………三

八 「爲」の字……………三

九 「既」の字……………三

十 種々の字……………三

第五章 總括……………三

第二 古事記を讀みて思へるひとつふたつ……………三

第三 源氏物語の價值……………三

總論……………三

目次……………三

國文學の新研究

三 矢 重 松 著

第一篇 古典研究集

第一 古事記に於ける特殊なる訓法の研究

第一章 序 説

我が上代史として、日本書紀の第一の正史たるべきは、萬人の俱に認むる所なれど、一面に於いて、古事記の更に尊重すべき國家の寶典たることも、一人の異議なき所なるべし。紀は、史實の量に於いて優れども、潤飾に過ぎて、第一原書たるべき資格に缺くる所あり。記は、繁簡粗密相雜れる失はあれども、眞實の古傳を得たるは、根本の史料として無二の價値ある所なり。更に之を狹めて言ふ時は紀の失は、其の漢文に改修せる所に存し、記の長は阿禮が口誦を其の儘に撰録せる所に在り。事あれば言あり、言あれば事あり。假言に依りて眞事を得べからず、眞事を得るには必眞言に依らざるべからず。古事記は實に其の言事の筆録にして、我が國史國語の兩者に通ずる寶典なれども、史實の解しがたき者多きが如く、其の讀方

に至りても、幾多の疑なきこと能はず。敢へて愚見を述ぶる所以なり。

一 古事記の文體

古事記には大體二種の文體あり。

吾者到_レ於伊那志許米上志許米岐_{此九字}、_{以_レ音}穢國而在_{此二字}、_{以_レ音}（イ）

八拳須至_ニ于心前_一、_{自_レ伊下四字}啼伊佐知伎也_{以_レ音下效_レ此}（ロ）

などは、誰人の讀方も、大差なからん。されど、

汝心之清明何以知（ハ）

名_ニ其子_ニ云_ニ木俣神_ニ（ニ）

妾今以_ニ本身_ニ爲_レ産願勿_レ見_レ妾_{（ホ）}

百姓之榮不_レ苦_レ役使_ニ、故稱_ニ其御世_ニ謂_ニ聖帝世_也（ヘ）

などを見れば、讀方は如何にもあれ、唯其の義を表せる漢文とも思ふべし。撰者安萬侶、果して此等に對する一定の國文を胸中に思ひけむや。いで安萬侶の上表文（序文）に就きて、其の意中を探らむ。

（皇帝陛下）以_ニ和銅四年九月十八日_一詔_ニ臣安萬侶_一撰_ニ錄稗田阿禮所_レ誦之_一敕語_ニ舊辭_一以_レ獻上者、謹隨_ニ詔旨_一子細探據、然上古之時、言意並朴、敷_レ文構_レ句、於_レ字即難、已_レ因_レ訓述者、詞不_レ逮_レ心、全_レ以_レ音連者、事趣更長、是以今或一句之中交_ニ用音訓_一、或一事之内全_レ以_レ訓錄、即辭理巨_レ見、以_レ注明_レ意、況易_レ解更非_レ注（下略）

こゝに「上古之時、言意並朴、敷_レ文構_レ句、於_レ字即難」とあれば、安萬侶は、文句の潤飾をば心に置かでありけむ。「已_レ因_レ訓述」とは、漢字の義のみに由りて記すことなるべく、さては「詞不_レ逮_レ心」十分に意を達すること能はざれば、それもせず、又「全_レ以_レ音連者、事趣更長」く、今謂ふ假字がきにのみも由らず、音訓交へ用うる（甲）と、訓のみを以てする（乙）と

の兩法を取れりといふ説明なり。之を實例に充つれば、前の(イ)(ロ)は、音訓併用の甲法にて(ハ)以下は訓單用の乙法なり。而して、乙法は完全なる漢文を意味するにあらず、(ホ)の「爲産」(ヘ)の「其御世」の如きも、唯訓に由れりといふのみ。訓に由れば、自然に漢文流の指字法となるなり。甲法とても其の如く、音を交ふれども、訓を本意としたれば(イ)の「在祁理」は宣命風なれど、文首には「到於」といふ漢文風あり。(ロ)は、イサチキと音にて文末の語を結びながら、更に「也」字を添へて漢文の體を整へたり。次に「辭理」見以_レ注_レ明云々といへる其の本注も音なるには必注し、訓なるには特別の場合にのみ注を施したるなど、すべて此等は、當時の記録文の標準全く漢文にありしより、自然に生じたる現象なるべく、随つて此の(甲)(乙)の二法、共に廣義に於ける漢文の體裁を離れざるものなり。

さて、阿禮が口誦せる勅語の舊辭は、如何ばかり固定せる者なりけむ。今の世の講談師などの口演は、三遊亭圓朝などは、一語一辭も違はざりきとも云へど、大要は同じくて、事理に害なきは、小異を意とせぬもあり。俳優の科白或は能狂言の文句等も、時に因りては、随分の相違あることなり。阿禮が口誦、もし一字・一句も動すまじき様者ならば、歌などと同じく、全く音ならでは記さるまじく、乙法は固より能くすまじきに、事實乙法の用ゐられたるを見れば、そは多少の融通はあるものなりけむと思はる。

次に、「撰録」といふ語の意義は、今の「筆記」「書取」などに當るべきがそれにも廣狹の二様ありて、片言隻句も違はぬ速記やうのもあれば、大要を記せる「聞書」「打聽」やうのもあり。古き物ほど、語句の微細なる點には構はぬやうなるを、此の安萬侶のは、如何ばかりにかありけむ。前の甲乙の二法に由れる上に「意況易_レ解更_レ非_レ注」ともあるに見れば、今の速記様の者にはあるべからず。此等を總合して考ふるに、今假りに、安萬侶に古事記を読み返させんに、悉く一定せる同じ語には讀み下すまじく、撰録の際にも、詞の心に違はざるにあらざる限は、事の意を得れば足れりとし思ひけむ處もありけんかし。

さはいへど、昔の漢文讀は、日本書紀・文選などにても、すべて所謂直譯流にはあらで、極めて國語に深切なりし者なるを忘るべからず。而して古事記の漢文風なるは、音訓併用の純古文なると相調和すべきものなれば、其等よりも更に一層用意を深くして讀まざるべからず。鈴屋翁が記傳に「高天原の註に、訓高下天云阿麻」としるし、天比登都柱の註には、訓天如天などしるし、或は讀聲の上下をさへ委曲に示し諭しおかれたるをや。かゝれば、今之を訓まむとするにも、又上の件の意をよく得て、一字・一言といへどもみだりにはすまじきものぞ」と言はれたるは、漢文風なるには當らず。且委曲なる一面のみに就いての主張にてはあれど、讀方の容易ならざるは、誠に所説の如し。

二 從來の訓點本

今は古事記といへば、重に鈴屋翁の古訓本と人の思ふばかり、最普及せるは此の訂正古訓古事記にして、之が又比較的良き本なり。此は、享和三年の發行なるが、それより百十八年前、貞享四年に度會延佳の齋頭古事記あり、その四十四年前即寛永二十一年に、寛永版と稱する最初の刊本あり。なほ又古訓本の後には、明治に至りて、敷田年治氏の標註古事記七卷と、田中頼庸氏の校訂古事記三卷あり。讀方を比較研究すべき刊本は、まづ此の四種なるが寫本にては、古事記上巻抄といふ者一卷、尾張眞福寺にあり。鎌倉・室町の間の書寫なるべしとて石原正明の年々隨筆に之を引ける、年代未詳ながら最舊き訓點なるべく、漢文讀よりは、數等國文風に讀み碎ける所、參考とすべし。寛永本は、誤多く訓も悪く、到底用に立たず。延佳本は舊訓を集めて大成せる者の如く、本文も遙に寛永本に勝れり。古訓本より後には、敷田氏の本に小異あり。田中氏の校訂本は、文字の校訂に於いて、空前の長所あれども、武斷も無きにあらず。訓法にも特色あれど、いまだ古訓本を壓倒すべしとは覺えず。以下事實に就きて、諸訓を對比することあるべし。

三 訓點異同辨

讀方の一斑を知らむとして、巻頭の五十六字を検するに、頗讀み易からざるものあり。まづ諸家の訓を對比せむ。

アメツチノ

ハジメテヒラクルトキ

タカマノハラニ

ナリイヅルカミヲ

アメツチ

ハジメテヒラクルトキ

タカアマノハラニ

ナルカミノミナハ

天地

初發之時

於高天原

成神名

アメツチノ

ハジメノトキ

タカマノハラニ

ナリマセルカミノミナハ

ハジメテヒラクルトキ

カミナリマシキミナハ

アマノミナカヌシノカミトマラス

ツギニタカミムスビノカミツギニ

アメノミナカヌシノカミ

天之御中主神訓高下天云ニ
阿麻下效レ此

次高御産巢日神次

カムミムスビノカミ

コノミハシラノカミハ

ナラビニヒトリカムトナリマシ

カンミムスビ

ヒトリカミト

ナラビニヒトリガミ

神産巢日神

此三柱神者

並獨神成坐

カミムスビノカミ

ミナヒトリガミ

テミミヲカクシマス(寛永本)

ミミヲ(延佳本)

而隱身也(點線ハ右方ノ訓ニ同ジキヲ表ハス)

ミミヲカクシダマヒキ(本居氏)

カクリミニマス(田中氏)

(1) 天地初發

之をテンチシホツと音讀して、意義は通すべし。さては悪しかるべきか。安萬侶の撰錄の阿禮の口誦を速記的にしたるに非ざるべきは、前條之を説けるが、伊邪那美命の神避の段、須佐之男命の上天の段など、すべて大事件のある所は、假字がき多く、如何にしても速記的に思はれ、其等と相交れるは、漢字なるも、意を得ることを本旨としたらんとは思はるれど、なほ適當に、他の部と調和して讀み下し得るものなりけんこと、亦想像に餘あり。かくて今人の目もて、音讀しても可なりげに見ゆる漢字は、全篇を通じて十語にも上らざるべきが「修理固成是多陀用幣流之國」は如何に「輾轉其上者」は如何に「其容姿甚麗」「既等天皇之鹵薄」などは如何に、思ふに「修理固成」を音讀する位ならば、タ、ヨヘルと假字にはせざるべく「輾轉」を音讀するには、下の「者」の字あまりに和習を帯びすぎたり、「容姿」は、又「形姿」とも書きたる所あるより見れば、カタチスガタなど云ふカタチに、容とも姿とも字を配したるものと考へざるべからず。天皇はテンワウ、テナウ、亦當時に在りては、スメラミコトと言ひなれしこと著しきに「鹵薄」のみは其の頃これに當る國語ありけむや、疑はしく、古訓本のミユキノツラと訓めるも、校訂本の單にミユキと訓めるも、ともに押當たるを免れざれど、さりとてロボとよみては前後の文に調和せず。いづれより見ても、古事記の中に音讀すべき漢語ありとは覺えず。但當時漢字に當るべき國語なかりしは、新に造り出でけむこと、大正の今日の如くなるべく、又、玉篇類に見ゆる如く、一字に一訓或は數訓の固定したりきとも思はれねば「鹵薄」を「ミユキノツラ」などいふも必しも不可ならじ。「修理固成」とも然り。延佳本に「テサメカタメナセ」と訓み、古訓本に「ツクリカタメナセ」と訓み、校訂本に「テサメツクリカタメ」と訓める中にて、いづれか可ならむ。

「輾轉者」は古訓本「コイマロビテバ」、校訂本「フシマロバマ」、「容姿」は古訓「カホ」校訂本「スガタ」と訓めり。ここに立ち返りて「天地初發」も、音讀して通すと思ふは、字音に馴れたる今人の事にして、一千二百年前の和銅の昔の事に

あらざるは、少しく古書を読める者の、直に首肯する所たらざるべからず。さらば其の訓方は如何に。「アメツチ」の訓は、四本とも同じきが、延佳本はノと助辭を入れぬ相違あり。是はいづれにても通すべし「初發」を「ハジメテヒラクル」と訓めるは、動詞と見たるにて「ハジメ」と訓めるは、名詞としたるなり。古事記傳の説に「ヒラクルといふは、開闢などいふ支那思想にて、此にふさはず。萬葉集には、天地ノハジメノ時といふこと多きが、こゝもそれにて、發もハジメの義なり」とあるは卓見なりといふべし。但當時にも、天地開闢などの思想はありけむと見えて、萬葉集には「天地ノワタレシ時」といふ語もあれば、「ヒラクル」といふも由なきにあらず。又記傳に「事の初を起りとも云ひ、又俗に初發シヨウハツと云ふも、古より波自米といふに、此の二字を用ひなれたるより出でたるなるべし」と云へるも、やゝ想像説のみと言はるべけれど、我はなほ記傳の説に従はむと欲す。(動詞に訓まば、ヒラケシと過去に言ふべし。)

(ロ) 高天原

寛永本にタカマノハラと訓めるは、舊來の傳にして、延佳本のタカアマノハラは、本註の「阿麻」に依れるなるべし。さても俗言の如く、タカマガハラと訓むまじくや。又ノを去りて、タカアマハラとは訓むまじくや。古書に假字がきの證とすべき者なければ、之を定むるは容易にあらず。先タカアマハラは如何にといふに、此の語は「天原」に「高」を添へたる者なること、「天原自闢」など、後にあるにても知らるゝが、其の「天原」は、萬葉集に五言の句に用ゐる、又「安麻乃波良」(十四)「安麻能波良」(卷十五)と假字がきにノを添へたる徵證あるにて、アマノハラなる上は、「高」を添へても、アマハラと言はざること明なり。(海之原ウミノハラの轉海原ウミハラに青を添へても、アヲウミハラと言はざることが如し。)

次に、タカマノハラは本註にも叶ひ、上説その儘にて正中を得たるかといふに、記傳は「天はアメと訓むまじき爲に、アマを本註したれど、タカと合する時は、カのア韻に合してアマのアは自除かるゝにて、阿麻の二字に泥むべからず。「八尺鏡」の下に「訓八尺云八阿多」。「訓咫云阿多」の誤ならむとの説)とあるも同じく、八咫はヤアタにあらず、ヤタと

訓むべし。すべて、本註は本文の訓その儘ならぬもあること、「男建訓建云踏建而」とあるも、是はタケビと訓まざるべからざるが如し」云々と説きて、タカマノハラと訓めり。又此の説を難する者は「八咫もヤアタと訓むが最正しく、タカアマをタカマと言ふは約言にて、タカアマと訓むこそ正言なれ。タケビを多邇夫と註せる云々はさることなれど、本註の儘にて訓まるゝ者を變へ初めては、何處までも私を加ふるに至るべし。「求ニ鍛人天津麻羅ニ而以音麻羅」とある麻羅を、マウラと訓めるなども有るまじきことなり」と言ふ。これも面白けれど、當時はタカマと約言には言はざりけむと思はるゝ徴據はなく、却つて前述の「海原」を萬葉集に宇奈波良・宇奈原(五卷)阿乎宇奈波良(卷二)と(和名抄に滄溟を阿乎宇三波良と訓じたるは、何ぞの誤か)記せるに據れば、タカマの約言も、時代に相應せる者と言はざるべからず。然れば、寛永本の訓を以て、正しき者と定むべきなり。タカマガハラは俗耳に親みたれど、アマガハラと言はざる上は、其の非なること論なし。然るを何時程よりかがと稱へしは、タカマを、一個の固有名詞の様に思ひなし、ガは、ノよりも雅言なりとする語感よりの事なるが如し。さるにても、寛永本の時代は、一般にタカマガハラと稱へし様なるを古傳を失はざりしゆかしさよ。

但、「高天能神王高御魂神命能(出雲國造神賀詞)」の、神王は如何ともあれ、高天はタカアメとは訓み難く、なほタカマなるべく、此は、「高天の原」と言ふ成語の耳馴れ口馴れて「の原」を省きても、意直にとほるやうになりたる爲なるべし。されど、さる例乏しきは、なほかた言めきて聞ゆるふしありけるにや。高と天と熟してなれる語と、單純には説きすてがたし。

(ハ)成神名

四本皆訓を異にせるも無理ならず。此の文字の記法、實は不深切なり。記傳に、全篇の記法より考へて訓を下されたる、さる事なり。「成」を「ナリイヅル」「ナル」と訓めるは、上の「發」を「ヒラクル」と訓めるに相應したれど、完了態に言はでは語を成さず。「所」といふ字は無くとも)且「イヅル」と訓み添へたるも、記中に例なきことなり。古訓本「ナリマ

セル」は、前條に述べし記傳の説に由りて難なし。校訂本の「神成リマシキ」と訓めるは、大宜都比賣の段に「所殺神於身生物者於_レ頭生_レ蠶於_二目_一生_三稻種_二云々」とあるに由れる者なるべく、一種の見識なり。抑此の成神名の三字は、三種に解すべき中に、「名」を動詞にするは、漢文の法に障らざれど、此の書の一般の例として、動詞には「謂」を用うるに叶はず。且「次某神次某神(ナリ)」とあるにも對を成さず不具なれば、如何あるべき。「ミ名ハ」と主格名詞に訓むは、三本及敷田氏の一致する所にて、下文にもよく適合すれば、これを可とすべし。次に「神」の字を「名」に續くるか、截るかの問題あり。之を續くる時は、全文の形式「云々ナル神ノ名ハ何々」と神名を説明するのみにて、「高天原ニ神ノ生リマセル」事柄を主にせざるやうになるなり。之を避けむには、「神」にて前文を截り、更にミナハと後文を起すなるが、之にまた二法あり。一は校訂本の訓にして、一は「成リマセル神」と一目抑へて、「ガ有ル」とやうの意味を含め、さて「ミナハ」と起すなり。校訂本、外の「所成神名」の類を、すべて左様に訓じながら、此處のみ「ナリマシキ」とせるは、「所成神」は「神成リマシキ」と訓まれざること論なし。此に「所」字なければ、連體法に訓むまじきなりと定めたるにや。然り、記中用字の例として、連體の動詞は、上に「所」字なければ、下に「之」字あること十中の九なれど、須佐之男命の子孫の系統の段の如きは、明に此の例に反せり。古訓本に「又娶_三大山津見神之女名神大市比賣_一生子大年神次宇迦之御魂神」とある「生子」を、校訂本は反對に「ウミマセル御子」と訓めるは怪むべし。ともあれ、我は古訓本の訓よりは、校訂本を可なりとす。此の段の終に「此神娶_三刺國大上神之女名刺國若比賣_一生子大國主神亦名謂_三大穴牟遲神_二云々」とある生子なども「子何々生ミマシキ」とは、斷じて讀まれざるを思へば、「成神」を「ナリマセル神」と訓まれざる筈もなし。かくて、此の斷續三個の讀方の存する事となる中に、校訂本の訓は一理あれども、「……キ」と文を止めたる後に「名ハ」と起せるが如き讀例なく、又「……キ」と止る處には「也」の字を置か、さらすば「故」「爾」などの字を以て下文を起す定例なるを見る時は、此の訓は遂に従ふべからず。殘る二訓は、言説を以て是非し難きを思ひ、此に之を」とわらず。

(三) 天之御中主神

寛永本の「アマノ」の不可なることは、本註に「高ノ下ノ天ヲ訓ミテ、阿麻ト云フ」と特に言へるにて明なり。さて、アメとアマと幾何の差かあるらむ。何故に近古よりしてアメをアマと誤りけむ。國生の段に、「天比登都柱自レ比至都以及音訓天如天」
 「天一根訓天」と註せる「天」は、アメと訓むべしと記傳に云へるが、寛永本・延佳本は、之をもアマと訓めるは、本註の意を解し得ざりしなり) 同じくアメと訓む此の「天」に、本註を加へざるは何ぞや。之につきて記傳に曰はく、

凡べて、天某とあるに、四つの訓あり。一つには、アメの某ナ。二つにはアマノ某。三つには、アメ某。四つには、アマ某なり。(中略)本註の例、アメノと訓むべきをば註せず。アメ某と直に連けて「ノ」と訓むまじきをば、訓天如天と註し、アマノと訓むべき註は見えず。其はたま／＼記中に然註すべき處は、(のカ)無きにやあらむ(別段) 下卷檜垣宮の段に「石比賣命訓石」などもあり。

然り。「天之」とあるは、「アメノ」と訓む者にて尋常の事なれば注せず。「天」より直に名詞に續きてアメと訓む者には、「如天」と注したる者の如し。されど、案するに、此の説は足らざる所あり。「天」とありて「アメノ」と訓むべきにも、「天」の下に動詞あるか、音の字即假字ありても本註は無き例なること、即「天照」「天降」「天津」「天兒屋」「天手力男」の如し。是はアメといふが國語の當時の本體なれば、その儘なるは注せざれど、「天比登都柱」などは「天津」のアマに紛る、故に注し、アマと轉するも「天照」「天ツ」などは語法上の自然なれば注せざるなるべし。(天神をアマツカミと訓むに註なきは、極めて人に熟れたる語なればなり) 此の説にして誤らずば、古訓本の中に改めざるべからざる者頗多く、左の如きも、校訂本に皆アメノと訓めるに従ふべきなり。

- | | |
|-----------|------|
| 天御虚空豊秋津根別 | 天之石位 |
| 天逆手 | 天若日子 |
| | 天佐具賣 |

天沼矛

天浮橋

かくて平安朝に至りて、天若日子と言へるも、丹後の天の橋立といふも、天之岩門といふも、天兒屋根命、甚しきは天兒屋命などいふアマは、皆訛稱なるを悟るべきなり。(此の法則、雨・稻・種・風などのアエ列の變にも應用すべきが如く、「風木津別之忍男神」訓レ風云ニ加邪などあるも、ガザと訓む由を注せるなり。)

(ホ) 神産集日神

「カムミムスビ」は、書紀の神産靈尊の訓を其のまゝに取れるなるべく、延佳本のは、其の音便に撥ねたるなり。記傳に「ミ」なくて可なりとして、他書の例を挙げたるは、従ふべけれど、カミミの同音の約なれば、カムとは言ふべからずと説きたるは、如何あらん。泥める心ちす。

(ヘ) 並獨神成坐而隱身也

「並」は「ナラビニ」と訓みては、後世の訓なりとて、ミナと訓めるは、一理あれど、なほ如何あらむ。「獨神」を熟語と見たる、寛永本は舊傳なるべく、但獨音に「ヒトリガミ」と訓めるがよし。「獨」を「成」の副詞と見たるは、下の偶神に對して意をなさず。されど、古訓本の「ト」といふ助辭を削れるは、「神集々フ」などの例にや。神集は、連用言「副詞」なればよけれど、「獨神」といふ名詞が「成」にかゝるは、何格と見られたるにや、通ずべしとも覺えず。是は必「ニ」或は「ト」を添へて、副格とせざるべからず「隱身」の訓は、過去に訓める古訓本に由るべし。(説長ければ、次項にいふべし)校訂本は私なり。上に「而」の字あるを見れば、「隱身」の用言たるべきこと明なり。「也」を「マス」と訓ませたるは、牽強なり。數田氏の標註本は、すべて古訓本に據りながら、此處のみ、上に私に「治」字を補ひて、「カクリミヲシロシメシキ」と訓めるは暴の至れる者なり。

第二章 語法上の問題 其の一

一 接頭敬語「ミ」

(イ) 用言に附ける「ミ」

伊那那岐命と須佐之男命との段に、

拔_ト所_ニ御佩_ニ之十拳劍_ト 上十二丁と上二十九丁

といふ文あり。「所御佩」を古訓本・延佳本校訂本共に「ミハカセル」と讀めるに、寛永本のみは、「ハカセル」と讀みて、「ミ」を添へず。又大國主神の段に、

思愛而寢

とあるを、延本は「イツクシト思シテイネマス」と讀み、古訓は「ハシク思シテミネマシキ」と讀み、校本は「イツクシミテイネマス」と讀み、

所寢大神

を、延本は「所_レ寢_ル」とよみ、古訓は「ミネマセル」とよみ、校本は「イネマセル」とよめり。又處々にある、

婚(某々神)

相婚

御合

などを動詞に讀むに、延本は「メトリ」「ミアハセシテ」などゝし、古訓は「ミアヒマシテ」又は「ミアヒテ」などゝし、校本は「娶」は「アヒテ」と「ミ」を削り、「御合」は、國生の段は「ミアヒシテ」とし、忍穗耳命の段は古訓と同じ。さて寛永本は、國生の段に「ミアハセテ」とよめり。「ミ」は、我が古文に數多き敬語なるに、其の用法、此の如く區々なるは、場合々々に因りて、人々の所見異なるが爲にや。校本「婚」には「アヒ」として、「御合」には「ミアヒマシ」と讀めるは、「御」

の字につきて訓を下せるにて、讀法甚簡單なれども、至れりとは覺えず。抑此の三種の訓は、皆動詞なるに、動詞の頭に「ミ」を添へたる例、いづくにかある。「御行」といふ名詞はあれど、「ミ行ク」といふ動詞のあるを聞かず。「御榮」「榮エマス」はあれど、「ミ榮ユ」はなし。後世に至り、「大御」「オホン」「オン」「オ」と變じても、乃至「御」の字を「ミ」「ギョ」と音讀しても、すべて體言にのみ添ひて、用言には添はぬ定なるを見よ。「御出ナサレ」「御心配遊バスナ」などは「出」「心配」といふ體言に添へる者を、「ナサレ」「遊バス」にて活かせる者にて、更に紛ふべき節なし。かくて「ナサレ」「遊バス」は體言に附けども、「マス」「タマフ」などは、「成リマス」「生ミマス」とやうに、連用言ならでは添ふこと能はざるものなれば、「ミネ」「ミアヒ」といふ體言に附くことなきも明なり。強ひて言はゞ、無き語にはあれど、「ミネセサス」「ミハキセサス」とは言はるべくや。「ミアヒシマス」「ミネシ給フ」とやうに言ふは、差支なき語遺なり。「ミアハセシテ」は、拙の極にして意味も異れども、語法だけは誤らず。さて、第一の「所御佩」も、舊本に従はざるべからず。「佩」は「ハク」なるを、サ行四段に活かせて、「ハカス」といへば「御佩」なり、それに「所」の字を添へて完了態にしたるは、「ハカシタル」「ハカセル」にて、文字通に敬意も整へるに、何とて、無用の「ミ」をば添へたらむ。「佩刀」ならばこそ、名詞ゆゑ「ハカシ」とも「ミハカシ」ともいふべけれ、動詞に添へたるは、先賢の千慮の一失なり。

(ロ)體言に附ける「ミ」

是は、語法上難なき事ながら、「御」の字無きになほ諸本の如く「ミ」と添へて訓むべきかの論なり。例へば、

生子。水蛭子。此子者入葦船而流去、次生淡島是亦不入子之例。上四丁

(神産集日神) 答告、此者實我子也、於子之中自我手俣久伎斯子也。上四十五丁

此等は諸本皆「ミコ」と讀めるに、

所成坐神名八十禍津日神 上十五丁

の「名」は、他本は「ミナ」とよめるに、校本は禍津日神なる故とて、「ナ」とよめる、上に「成坐」の「坐」をも削り去り延いて「宇氣比」の段に、「所成神御名」と若干ある「御」をもすべて削り去れり。是校本の武斷的讀法にて、簡單なるは都合よけれど、しか單純にもあるまじき由あり。即記傳に、

同言の幾處にもあるを、一つは委しく書き、一つは字を略きたるは、委しき方と相照して、略ける方をも、辭を添へて訓むべきなり。其の例を言はど、「成坐流神之御名者」といふ語を、「成神名」とも「所成坐神名」とも「所成神御名」とも書きたるが如き、「所」の字「坐」の字「御」の字互に略きもし、詳しくも書けるにて、皆同語なり。又上卷に、天照大御神の詔に「如_レ拜吾前」云々。中卷に大物主神の御言に、「令_レ祭我御前者」云々。是も「御」の字略ける方にも、必添へて訓むべきこと著し。凡て「御」「坐」「賜」「奉」などの字は、多くは略けるに、往々又添へても書ける處のあるをもて、餘をも准へ訓むべし」と言はれたるは、田中氏の正反對の説なるが、此方味ふべきが如し。されど又思へば、傳の説に従ふ時はすべての敬語を、神々に對して添へて叶はぬ事となるべきに、本文或は記し或は略せるは、不規律千萬なる書例にて、謹嚴なるべきこの記にはあるまじくも覺ゆるを、さりとて本文の文字にのみ従ひては、輕重尊卑の階級を失する事實もありて、校本の如き私削私加を敢へてせざるべからざるに至るべく、いづれにしても、此の問題は決し易からず。之を極めて輕々に考ふる時は、安萬侶にも粗漏もあるべく、又前後の關係にて、敬語を添ふべき處は、分るものなりなど言ひ濟し置かむか。何分にも、原則は立てがたき様なり。こゝには、私斷を避けむ。

又前の「御合」の如きも、大國主神の段に、

故其夜者不_レ合而明日夜爲_二御合_一也 上四十四

と古訓のよめる、名詞に「御合」とし、動詞に「合」とせるは、「不合」をば校本の如く「アハズ」と敬語を略せるなりや、はた古訓の如く「アハサズ」と意を見て訓むべきにや雙方に道理は存するなり。(漢字の「御」は、本來動詞にて、他の動詞

の上に来ること、「御覽」の例の如し。國語の「ミ」の用語と混すべからず。故に、前にも「御合」といふ動詞のありつるは漢文の正しき用法なり。

「マス」「タマフ」の事も、「ミ」と同じく論すべきなれど、重複の嫌あれば、本項に附帶せる者と見て、以後も説かず。

二 「曰ハク云々」

「曰はく云々」の下に、「ト云ヘリ」「ト」などあると、何もなきと、三種の言方世に行はれたるを、何れか正しきなど、
 歴人の思ひ惑ふことなり。古事記を讀むにも、此の事、まづ沙汰し置かざるべからず。

(イ) 本居翁の説

宣長翁の説は、古事記傳第一卷に詳なり。其の要「詔之」「告之」「白之」「告言」「問曰」「答言」「議云」などを、字の儘に、尋常の如く訓まむには、(問ヒテ曰ハク「ナドナルベシ」古語の様にあらず。「詔之」「告之」などは、續紀の宣命に「詔賜都良久」「勅豆良久」などあるに依りて訓むべく、「白之」「白言」などは、上卷に「白都良久」とあるに依り、「議云」などは、宣命に「謀家良久」とあるによりて訓むべし。之に准へて「問曰」は「トヒケラク」、「誨告」は「チシヘタマヒツラク」など訓むべし。「ケラク」「ツラク」といひて煩しからむ處は、「詔之」「白言」と訓まむも宜し。又「答詔」「答白」と「答」を省き訓みても宜し。又短き詞なるは、「詔之云々」「問曰云々」なども訓むべし。

凡べて「詔云々」「曰云々」などある文を訓むには、先初に、「詔ハク」「曰ハク」と訓みて、その云々の語の終に又再「トノリタマフ」「トイヘリ」などいふ辭を訓み附くるぞ、古語の格なる。古書は、皆漢文格に書ける故に、終には其の字を置かざれども、古語の儘に書ける物には、皆此の辭あり。

詔云。豐葦原之千秋長五百秋之水穗國云々有祁理此二字以音下效此ト告而上四八丁古訓古事記
 詔之。此地者云々甚吉地ト詔而同上六十一丁

乃大穴持命之申給久云々ト申天出雲國造
神賀詞

諸神等皆量申久。「天穗日命乎遺而平氣武止」申支(遷却崇神祝詞)

云天在良久。「云々」ト云利(續紀宣命)

謀家良久。「云々」ト謀家利(同上)

是東人波常爾云久。「云々」ト云天(同上)

吾妹兒爾告而語久「云々」登言家禮婆萬葉集
卷九

里人之吾丹告樂「云々」登人曾告鶴同十三

平登賣良我伊米爾都具良久「云々」等曾伊米爾都氣都流同十七

中古文にも、此の格多し。

親王の云ひけらく、狩して天の川原に至るといふ心をよみて、盃は指せと云ひければ(古今集)

楨取のいふやう、黒き鳥のもとに白き波をよすとぞいふ(土佐日記)

此の男どもを呼び取りて語らふことは、思ふ様になりなば、同じ心に勢をかはずべきことなど語らふに(源語玉葛)

されば、今文章を書かむにも、必此の格を違ふまじきなるに、今の世の人の心には、首に既に置きたる辭を、又終にも再言はむは、同言の重りて煩しく拙きぞと思ひて、終なるをば省きて、唯「ト」とのみ訓みとちむめり。其は中々に、近世の漢籍訓のさかしらにて非事なり。漢籍も、古き訓點の本には、皆「トイヘリ」など、訓み附けたるをや。唯「ト」とのみ云ひとぢめたるは、古今集に「此の歌は或る人の云はく、柿の本の人丸がなりと」又「奈良の帝の御歌なりと」これら、一つ二つのみなり。抑此等は、歌の左の註にて、其の下に語なければ、なほ聞き苦しくもあらぬを、其の下になほ語のある處を「ト」とのみ云ひては、上も下も調はぬ語となるぞかし。

(ロ) 飯田武郷氏の説

校訂古事記の例言に、其の説を収めたり。田中氏は、之を精確の論とし、千古の疑團一時に氷釋すといひて、其の讀法の格式となせり。其の要は、

古事記の讀法は、序文に音訓並用云々とあるを要訣とす。本居氏、もはら古語を拾ひ、參するに物語の用語を以てして、之が訓詁を作し、或は二字を併せて一語とし、或は棄てて訓まず、臆に率ひて章を成すに至れり。故に其の文理脈絡支離して合はず、撰者の意と背馳する者多し。而して「曰云々」の文格の論、拘泥極れり。其の證とせる中に、祝詞・宣命は、丁寧反復して神人を感動するを要とすれば、史法の記事と同じからざるは論なく、又萬葉集の如きも、歌なれば特別なり。中古文には、數種ありて悉く土佐・源氏と同じきにあらず。其の徴は（諸風土記にも、此の格あれど姑く置きつ。）

（高橋氏文）大后譽給比且詔久。「甚味清造、欲レ供ニ御食。」

（詔字ナシ）余レ時磐鹿六獨命白久云々

（倭姫命世記）詔曰。「御供從爾仕奉哉。」答曰。「仕奉。」

（大同本紀）有ニ一神ニ奉ニ御饗ニ即問ニ其地名ニ答ニ「白濱眞名胡國」

（竹取物語）大納言起き出で、宣はく、「赫夜姫てふ大盜人の奴が人を殺さむとするなりけり」家に少し残りたりける物どもは龍の玉を取らぬ物どもに賜ひつ

（空穗俊蔭）山の主人に驚きて、「これは何ぞの人ぞ」俊蔭答ふ。「清原の俊蔭まるり來つる事は、云々宣はせしかばなむ」

その時に山のあるじ「云々」

など、指屈するに勝へず。本書應問の處、その字句の間に語を訓み附くべきは、相當の記載例あり。

伊邪那岐命告ニ桃子（中略）落苦瀨ニ而患惚時、可レ助ク告賜ニ名號ニ意富加牟豆美命

速須佐之男命白_ニ于天照大御神_一（中略）自我勝云而_レ

八十神（中略）云（中略）若不_ニ待取者、必將_レ殺_レ汝云而_レ

詔之_一（中略）故此地甚吉地_一詔而_レ

（雄略天皇）白恐我大神有_ニ宇都志惹美_一者不_レ覺白而_レ

伊邪那岐大神詔（中略）吾者爲_ニ御身之禊_一而、到_ニ坐坐紫日向之橋小門之阿波岐_一此三字原_ニ而、

於是詔之上瀨者瀨速、下瀨者瀨弱而、初於_ニ中瀨_一隨_ニ迦豆伎_一而

大御神詔、汝者不可在此國而、神夜良比夜良比賜

沙本毘古王謀曰汝寔思_レ愛_レ我者、將_ニ吾與_レ汝治_ニ天下_一而、即

於是詔、茲山神者徒手直取而、騰_ニ其山_一之時

大日下王不_レ受_ニ勅命_一曰「已妹乎爲_ニ等族_一之下席_一」而_レ

右の如く「云々ト云ヒテ」と讀むべきと「云々トテ」と讀むべきと二種あるなど、安萬侶の撰録の文法なり。何ぞ、文外の辭を求めて古史を飾らむや。（以上原漢文なるを見易き様に改め、且例證に誤あるを正し、語句をも補へり。）

(ハ) 兩説の批判

飯田氏即田中氏の校訂本の説は、安萬侶の序文の語を如何程に解釋せるにや明瞭ならざれども、字あれば必之を讀み字なきには語を添へては讀まずとする直譯流とも言ふべし。されど、此に例を引ける中にも「云」を「マナシ」「有」を「マサム」と訓み、「詔之」の「之」を讀まざる如き類は、本居翁の説に従ふものにて、「御」「坐シ」「賜フ」なども、多く讀み添へたるより言へば、五十歩を以て百歩を笑ふ者と言はざるべからず。「其與_ニ史法記事_一不_レ同、固不_レ待_レ論」といへるは、古事記を支那流の敘述體の史書と見たるよりの僻見にて従ふべからず。又其の證とせる中にも、慥ならざるあり。大同本紀のは

「云々と答ふ」とも訓むべく、(倭姫命世紀のも)竹取物語のは如何なる悪本をば見けむ、「ナリケリ」の下に「家ノアタリダニ今ハ通ラジ男ドモモナ歩キソトテ」とあれば、本居翁の説を固むる料とこそすべきなれ。(竹取物語は、全篇ト云フ)と打返し言ふ文法なり。但し、群本、百頁に「翁イハク云々」と、といふなきがあり。次に「トテ」の例の第三及第六は、古訓本の如く、

大御神詔^ニ汝者不可在此國^ニ而^テ 上十九丁

不^レ受^ニ勅命^一曰^ハ己妹乎爲^ニ等族之下席^一而^テ取^ニ横刀之手上^一而怒歎^{下二十五丁}

と訓むべく、第五例は古訓本も「詔」と訓みたれど、是も「詔^ニ茲山神者徒手直取^一而^テ」と訓むべく、第二例も少し長けれど、亦能はざるにあらず。(古訓本は、第二例をも「詔^ニ之云々^一而^テ」と訓みたれど、全篇の例に、下より返る場合に「之」の字をば用ゐざるが如し。)

本居翁の説は、大體に於いて動くまじきなれど、拘泥し過ぐるも如何あらむ。飯田氏の擧げたる空穗の例の如きは、固より希有ならず。源氏物語帯木の卷中川の宿の段に、

(源氏曰ハク「あはれの事や、この姉君や真人の後の親」。(紀伊守)「さなん侍る」と申すに、(源)「似げなき親をも設けたりけるかな。上にも聞しめしおきて、官仕に出し立てむと漏し奏せしこと、いかになりにけむと、いつぞや宣はせし、世こそ定なきものなれ」などいとおよすけ宣ふ。(紀)「不意にかくて物し侍るなり。世の中といふもの、さのみこそ今も昔定りたること侍らね。中についても女のすぐ世は浮びたるなんあはれに侍る」など聞えさす。(源曰ハク)「伊豫の介はかしづくや。君と思ふらん」。(紀)「いかゞは、私の主とこそは思ひて侍るめるを、好々しきこと、某より始めてうけひき侍らず」など申す。(源)「さりと、まうと達のつきづきしく今めきたらんにおろしたてんやは。かの介はいと由ありてけしきばめるをや」など物語し給ひつゝ(源)「いづ方にぞ」。(紀)「皆下屋に下し侍りぬるを、え

や罷り下りあへざらむ」と聞ゆ。

とある、源氏物語は叙述體の物なれど、中には對話體に言はぬにあらず。又「ト」といひて「イフ」を略することは、國語修辭の法として極めて自然なり。少し後にはあれど、今昔物語などには特に多し。

(百濟川成) 或ル高家ノ下部ヲ雇ヒテ語ラヒテ云ハク「己レガ年來使ヒツル從者ノ童既ニ逃ゲタリ。コレ尋ネテ捕ヘテ得サセヨ」ト。下部ノ云ハク「安キ事ニハアレドモ、童ノ顔ヲ知リタラバコソ搦メ、ド、顔ヲ知ラズシテハイカデカ搦メム」ト。

さて、本居翁の説は此の如きに、實地には「日ハク云々」と、「ト」をも添へざるは、過失なるべきか、或は多少の融通をば承認せられたるにや。

天照大御神亦問_ヒ諸神等_ニ(中略)亦使_シ何神之吉_ニ爾思金神答曰_上四十九丁

天照大御神詔之_ニ亦遣_シ菊神_者吉_ニ爾云々_同五十三丁

故先遣_シ八咫鳥_問二人_曰今天神御子幸行、汝等仕奉乎_{於是}云々_中五丁

此等は、古訓本の中には異數なれど、我は飯田氏の説の如く、之を可なりとす。又「歌曰云々」「御歌曰云々」といふ場合は、歌詞の下に「ト云フ」を添ふること殆絶無にして、「歌曰」「御歌曰」など訓み、或は「御歌曰」「歌曰」と訓みても、なほ歌のみにて止めたる、此も可なり。

爾其御火燒之老人續_ニ御歌_以歌曰云々_中五十二丁

此時御病甚急爾御歌曰「をとめの床のべに我が置きし劍の太刀その太刀はや」歌竟即崩_同五十五丁

前者は拙なり。後者は更に拙なり。など「御歌曰云々歌竟」とは訓まれざりけむ。

故爾詔_吾者爲_ニ日神之御子_向日而戰不良、故負_ニ賤奴之痛手_自今者行廻而背_ニ負日_以擊_期而、自_ニ南方_廻幸之時_{(中}

略)詔「負賤奴之手乎」死「爲男建」而崩中卷二一三丁

も、「詔ハク」の下に「ノル」といふ語を略して、單に「ト期リテ」ト男建シテ」と受けたる、訓者の原則に當らざれど、亦可なり。「痛手ヲナモ」「イノチスギナム」は、田中氏に攻撃せらるゝ所以)かくて本居翁の訓法は、我が古文の體を得たること勿論なれども、古事記の本文中に、「詔云……告而」と明に打返して記せるは、下に「ノタマヒテ」と續くか、「天照大御神者登賀米受而告云々登詔雖直」、又は「吾云(汝者我見)欺」言竟即云々とやうに、「バ」「ド」に續ける者のみにて、祝詞・宣命の如く「申シキ」「云ヘリ」「謀リケリ」と終止せる場合なるは、一つもなきは頗怪しむべし。まこと「曰ハク」の語法は幾百なるに、隨に「ト曰ヒキ」と讀み添ふべきよしをたどるべき記載法の一箇所だに無きは、豈怪むべき限にはあらずや。本居翁は「其は當時の常習なれば特記する必要なかりけむ」とも言はるべけれど、我は、其の御代にさやうに漢文讀の、定りて行はれけむとは信じ得ず。されば、

伊邪那美命言「愛我那勢命、爲如此者、汝國之人草一日絞殺千頭」上十三丁

爾伊邪那岐命詔「愛我那邇妹命、汝爲然者、吾一日立千五百產屋」上十三丁

とやうに、此の兩様の讀方に依れるにあるまじきか。我は實際に當りては、飯田氏の説、田中氏の訓法に贊せむとす。而して、それには又いさゝか傍證あり。「曰云々如此曰」といふ形式の文の多きは、一たび古事記を開かば、直ちに注意せらるべし。其の形式にて「云々」にて一旦切れて、後更に「如此曰」と言ひ起すなりや。はた今の口語に「某ガ云々ト、サウ曰ツタ」といふ如く、一連に續くなりや。

爾伊邪那岐命詔「然者吾與汝行廻逢是天之御柱而爲美斗能麻具波比」此七字 如此云期乃 諸本「云」上三丁

後妹伊邪那美命言「阿那邇夜志愛袁登古袁」如此言竟而御合上四丁

菟(中略)欺三海和邇言「(中略)於是知與吾族孰多」如此言者上三十二丁

於是亦白之マシラフ「亦我子有建御名方神タケミナカタノカミ除シ此者無也」如此白之間マシラフ 上五十五丁

答白之コタヘマシラフ「僕子云々違神者非也」如此之白而 上五十六丁

前の二例は、古訓本はかく「玉ヒキ」と切りたれど、後の三例は、斷續兩様に見らるべく、而も「如此」の上に「ト云フ」といふ類の語を略せるは、是亦本居翁の矛盾なるべきが、(田中氏校本は、皆「詔リ玉ハク」「言ハク」とやうに訓めり)此亦可なり。

天皇詔ノリ小碓命コササノミコト「何ナニト(校「ナヅ」)汝兄於朝夕之大御食オホミケ不ス參出來マシラフ專汝泥疑ホネギ教覺セト」泥疑二字 如ノリ此詔以後中卷

其御祖息長帶日賣命ミコトノササノミコト釀待酒カサマシ以獻マシラフ爾其御祖歌曰ミコトノササノミコト「云々」如レ此歌而獻マシラフ大御酒オホミケ 同上

後例は「歌曰」なれば、特別なりとやせられけむ。されど道理は、前のと同じことなり。後例の訓方に從ひて、前例の「トノリタマヒキ」を削るか、又は「ト」を残して「ノリタマヒキ」を削り去るべし。此の類「日ハク」の讀方につきて忘るべからざる材料なり。

第三章 語法上の問題 其の二

時の論

一 概説

歴史は過去に存せし事の記録なれば、其の動作は、悉く過去時なるは言を俟たず。されど是は事實上のことにして、言語も悉く、過去時を用ゐて之を表さざるべからずといふにはあらず。言語の「時」と、事實の「時」と全然一致するものにあらざるは、今日日常の語に就いて考へても、容易に之を知り得べし。例へば講談の如きは、過去の説話なれども、一文一章、すべて過去に言ひたらむには、問ぬるくもあり、且は聽者の目前に事實を髣髴たらしむること難ければ、演劇などの如

く、現在に言ひなして感興を起さしむ。之に反して、お伽話の如きは、兒童に了解せしむる爲に、一文一章悉く「云々シタトサ」とやうに、過去辭を添へて語りなすなり。此の如く、過去の事を談ずるに、既に二法ある上は、之を文に記すにも、亦二法あるべし。即その講談式なるを叙述體といひ、事實を叙述することを主とし、現在時を用ゐて、事實の現在の推移と共に、讀者の位置を推移せしむる様に仕組める、所謂歴史現在なり。お伽話式なるを對話體といひ、聽者を眼前に置きて、過去にありし事を、此に轉説するなり。竹取・伊勢・源氏などの物語は、大體叙述體にして、語部の口誦、神に白す祝詞、此の古事記、大鏡、候文の記録などは、對話體に屬す。吾人の言語は、固より此の兩體の一を精密に擇び取るにあらず。時には、兩體を混じ用うることもありと雖、語氣に於いて、兩體の際やかに分れたるは争ふべからず。かくて、時に關する助動詞を兩體に配するキ・ツは對話體に、ケリ・ヌは叙述體におほよそに分れたるを、いで本文に就きて細説せむ。

二 地の文の時

地の文は、阿禮が口誦にて、語り繼ぎ言ひ繼ぐさまに物せし對話體なり。安萬侶が撰録の際に、之を叙述體に改めけむとは、想像すべき餘地なし。さるは、所謂音を以てせる假字書に、

(須佐之男命) 八拳須至_ニ于心前_ニ 啗伊佐知伎也_{古訓本上} 十七丁

(八百萬神共_ニ 議リテ 須佐之男命ヲ) 神夜良比夜良比岐 同 二十六丁

故其八上比賣者如_ニ 先期_ニ 美刀阿多波志都 同 三十七丁

(神産巢日命答フ) 自_ニ 我手候_ニ 久岐斯_子也 同 四十五丁

其美人驚而立走伊須須岐伎 同 中十丁

など、争ふべからざる證據あればなり。又他方面より見るに、本書の文段は甚短く、それを繋ぐに「故」「爾」「於是」「即」「爾即」「是以」「故爾」「故是以」などの語を、うるさきまで用ゐたり。此等の接續的副詞は、今の口語の「デ」「ソコデ」

などに當るものにて、對話體の特徴なり。平安朝盛時の叙述體なる源氏物語などに、此の如き語の極めて稀なるは、文章修辭の大進歩と見るべきなり。

(イ) 文末の時

文末に就きて、諸家の訓方を見む。まづ前項に擧げし「隱身也」は「隱」を動詞に訓むとすれば、「隱シキ」又は「隱シタマヒキ」と、對話體の過去に訓む外あるべからず。寛永本・延佳本の「隱シマス」にては、後世の漢文讀の如く、前掲の假字書の文末のキなるに、調ふべくもあらず。凡、かくの如き文末を、キと訓めるは本居翁の大卓見にして、古文の姿も、此に因りて始めて現れたるものなり。然るに、田中氏の校訂本は、後世の漢文氣分に馴れたる心より、痛く之を嫌へる者の如し。即「伊佐知伎也」の下を、

其泣狀者、青山如枯山泣枯、河海者悉泣乾。是以(中略)萬物之妖悉發。故(中略)乃神夜良比爾夜良比賜也。(中略)

山川悉動、國土皆震。爾(下略) 上十八丁

と訓める、これは、寛永本・延佳本などの舊訓には、「乾」を「カハ(ワ)カス」「發」を「オコル」「チ(オ)コス」「賜」を「タマフ」「震」を「フルフ」と訓める者なり。之を、本居翁は「ホシキ」「オコリキ」「タマヒキ」「ユリキ」と訓めるを、田中氏は、其の中の二つはそれに従ひ、一つは舊訓に、一つは新しく自己の新案を出して、かく訓み定めたる、必相當の理由ありてなるべけれど、我は遂に、之を發見すること能はず。更に、須佐之男命の暴行の段は、

詔 雖^{ノリゴチテ}直^{マシ}(寛永本と同じ。古訓は)猶其惡照^{寛永本以後}不止而轉。天照大御神坐^{忌服屋(中略)}天衣織女見驚而於^レ

梭衝陰上^{カミヨリス}而死^ニ(訓陰上)故於是天照大御神見畏閉^{天石屋戸}而刺許母理^{此三字}坐也。余(中略)萬妖悉發。是以八

百萬神(下略) 上二十四丁

と訓める、これは「轉」は、寛永本「ウタ、」延佳本「ウタ、ス」本居翁は「ウタテアリ」、「死」は、本居翁「ミウセキ」

敷田氏「ミウセニキ」寛延本は「カミサリヌ」、「坐」は、本・敷同訓、寛・延「マス」、「發」は、前段の如く寛・延「オコス」
 「テコル」本「オコリキ」と訓める者なり。案ずるに、「轉」と「發」との文末より下文に續く關係を見るに、「轉」の方體に
 切れ、發の方下文に續く勢強しとは、誰人も思はれざるべきにあらずや。而して事實はむしろ反對に「轉」の方は下文に續
 き、「發」の方は體に切れたり。其の故は「發」の下は「是以」といふ接續の語あるに、「轉」の方は無きこと是一つ、「轉」
 は形容詞なれば、キといふ過去は略すべきに、「發」は動詞にて、然ること能はざる是二つ。更に言へば、「轉」は下に續く
 語氣強く、連續せる物語體の處なれば、こゝは少し叙述體の語氣を交へて、「ウタテアリ」と本居翁の訓める、最適中せる
 ものをや。

次に「死」を「カミサリヌ」と訓める、織女の上には、まづ此の語ふさはしからず。又「ヌ」と完了に言へるも、舊訓に
 は例あれども、全體の文の對話體なるより見て極めて當らず。此の外、

爾其感伏（古訓「ラエ」）御軍悉寤起之（古訓「サメ」）古訓本
（コヤセル）御軍悉寤起之（タリキ）中三丁

又撃（カレヌ）兄師木弟師木（古訓「ツカ」）爾歌曰同九丁
（ニキ）四十二丁

（多遲麻毛埋）遂叫哭死也（古訓「シ」）同

此等も、皆文の體に切れたる處にて、キとあるべきなり。但古訓の「サメタリキ」の「タリ」は如何あらむ。「サメオキ
 キ」と訓まゝほしく、「感伏」も感ヒ伏シシ」とあるべく覺ゆ。こゝに、古訓に心得ぬ「ヌ」一つあり。

因（ミフセリ）生（ヤ）此子（此三字）美蕃（此三字）登（見）灸（灸）而病臥在（校訂本「ヤ」）多具理（此四字）遵（生）神名（中略）故伊邪那美神者（生）火神（遂）神避坐

也 上八丁

此の「カムサリマシヌ」は、校訂本も、敷田本も之に従ひたれども、必本居翁の過失にて、「マシキ」とあるべき處なるべ
 く思はる。前の「ヤミコヤセリ」は、下に「其の時」とやうに續く處なれば、是にて宜しく、キとは言はれざるなり。「ツ」

といふ文末あるは、前の假字書の例にて明なるが、そは八十神の八上比賣を婚はむとして云々といふより、大國主神の成功までの長き物語をして、八上比賣の事は忘れて結末をせざるに因り、こゝに改めて説明的に再之を提出し、さて下に「故其八上比賣者雖_ミ牽來_レ」と續くる、承前起後の一文にて、他の事實と同様に語れる者にあらざればなり。之と同じきは、

天若日子持_ニ天神所賜_レ天之波士弓天之加久矢_ヲ射_ニ殺_シ其雉_ヲ爾其矢自_ニ雉胸_ニ通而逆射_{上_レ速_ニ坐_ニ天安河之河原_ニ天照大御神高木神之御所_{上_レ五十五丁}}

にて、「射殺シツ」より直に「其ノ矢」に續きて、今の文の「射殺シツル其ノ矢」などいふ言葉の處に當るにて、諸訓の都べて一致せるも奇なり。(但、「速」を延本「オヨベリ」校本「イタル」と訓めるは非にて、それにては「殺シツ」の訓、殺され果つるなり。)

又、
+校本

吾心恒念_ニ自_レ虚翔行_ヲ然今吾足不得步_{中_{五十四丁}}

は共に非なり。「オモヘリ」とよむべし。されど、

如_レ此歌而拔_レ刀一時打_レ殺_シ也。然後將_ニ擊_ニ答美毘古_ニ之時歌曰_{中_{八丁}}

(本牟智和氣王の段) 引_ニ越御船_ニ逃上行_也。於是覆奏言

などは、數田氏・田中氏の一致する所なれども、諾ひがたし。一段の話の切れたる處にて、必_キと云ふべきなり。又、

還_ニ來尾張國_ニ入_ニ坐_{先_日所期美夜受比賣之許_{於_レ是獻_ニ大御食_ニ之時_{中_{五十丁}}}}

この方は、古訓あしく、校本よしといふべし。「ケリ」を地の文に用うることに有るべきか。古訓本に

故爾於_ニ字陀_ニ有_ニ兄字迦斯_{自_レ字以下三字以_{弟字迦斯_{二人_{故先遣_ニ八咫鳥_{問_{二人_{曰_{中_{五丁}}}}}}}}}

(熊襲の弟建を) 即如_ニ熱瓜_ニ振拆而殺_也。故自_ニ其時_{稱_ニ御名_{謂_ニ倭建命_{中_{四十八丁}}}}

とある「有」は、田中氏の「アリ」と訓みたるは、間ゆるやうにもあれど、なほ「アリキ」とするが穩當ならずや。「アリケリ」は叙述體なるを、全體のキの中に、一二取り交ふる理由は、何處にかあらむ。考へ得ず。「謂」も田中氏「マナス」と訓み、延佳本は「謂フ」とせり。ともあれ、此は事柄として説明すれば足れる處なれば、田中氏の訓に従ふべし。もし過去に言はむとならば、なほ「マナシキ」とあるべきなり。序に云ふ「其ノ時ヨリゾ」「倭建命トハ」のゾハの類は、本居翁好みに用ゐるたれど臭味あり。さ様に訓むべき者ならば、よも、此の如き漢文には物せざらまし。無くて叫はぬ助辭ならば、漢文に仕立てよも、國人の目には明に認めらるゝ譯なれど、さもなきハヅなど、最尋常なる國文には無くて通ずる者まで、添へて訓むべき理由は萬々あるまじきなり。

田中氏校訂本、大體は寛永本・延佳本に倣ひて、文末を動詞のみにて結びたる者多し。事柄として叙べたるは、固より然あるべきことなれど、

(兄字迦斯を)爾即控出斬散。故其地謂宇陀之血原也中六丁

妹豐鉏比賣命拜伊勢大神之宮也(中略)次倭日子命此王之時始而於陵立大垣(古訓「タテタリキ」)中二十六丁

(印色入日子命)即坐其宮。定河上部也中三十三丁

此等をしも「イツキマツリタマフ」「立ツ」「定ム」と訓める類は、改惡退化なり。さて「拜祭」を倭比賣命の段に、古訓本には、前と同じく「祭リタマヒキ」とあるに、記傳の方には「マツリタマフ」とあるは、何ぞの誤なるべし。又岩屋戸の段に「因此而常夜往」とある「ユク」は、諸本一致せる訓なるが「常夜」は、延佳本は「トコヤミ」其の可否を、理由と共に、今研究中にあるを以て、此に言はず。

(ロ)文の中の時

文の中即連體法・前提法その他に用ゐたる助動詞も、文末なると異なる筋は無けれど、本末のみの沙汰に限ることならぬ

ば、聊此に言はむとす。古訓本に、

故其所神避之伊邪那美神者葬^キ 出雲國與^ニ伯伎國^ニ堺比婆之山也 上九丁

鼠來^チ云^ハ内者富良富良此四字^ハ外者須夫須夫^ハ此四字^ハ如^レ此言故踏^フ其處^ニ者落隱入之間火者燒過^ス 爾其鼠作^シ持其鳴鑄^シ出來而

奉也(中略)其父大神者思^シ已^レ死^シ訖^ニ出^シ立^シ其野^ニ 上三十

所^ニ著^シ針^ヲ麻^ヲ者^ハ云々 中二十八丁

如^レ此逗留之間其所^ニ御子既產^ス 中三十六丁

倭建命自^レ河先上取^ニ佩出雲建之解置^{ケル}横刀^ニ而^テ 中四十八丁

などある中に、「神避リマシ、」は過去にて可なり。「來テ云ヒケルハ」は、校本「云ハク」とあるにて事足れど、「ケル」必否なるにはあらず。但下を「言フ故ニ」と訓まば、上も「云ハク」とある方整へり。其の下は「踏メバ」「落チ隱リ入ル間ニ」とも訓むべく、「入りヌル」と、唯完了にも言ふべし。「身失セヌト思シテ」は、此の外に訓法なく難なし。「針著ケタリシ」「ハラマセリシ」のシは、共に非なり。過去にせし動作を言ふ場合にあらず。校本に「著ケタル」「ハラメル」(又は「ハラマセル」と訓めるぞよき。「解キ置ケル横刀」はよし。延佳本は「トキオキシ」とあるも言はるゝ所なれど、古訓の方勝れり。

三 詞の文の時

叙述體の文中にある「詞」は「地」と異なる處多けれど、本書の如きは、兩者の懸隔少きなり。されど、また注意を要することあり。今は、助動詞を標準として言はむに、

(イ)「シ」

「シ」の誤用は、諸家の訓に、前段と等しく之あり。古訓本に、

於是二柱神議云今吾所^ニ生^ル之子不良(校本「生メル」)上四丁

伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命吾與^{ウケレシ}汝所作之國未作竟(校本「ツクルル」)上十一丁
 の類は、校本の訓正し。過去の動作にあらず。

(垂仁) 又問^ニ其^レ后^ニ曰、汝所^{カク}堅^ク之美豆能小佩者誰解中三十七丁

の如き場合にこそ「カタメシ」とは言ふべけれ。

(口「キ」)

對話體なる「詞」に、過去を「キ」といふは當然なれど、多くの場合に、自己の上ならで他事なるに注意すべし。自己の動作につけて言ふ時は、それに對する現在動作必存するにて、然らざるは、實に言語上の過去にあらざる證ともすべきなり。古訓本に、

爾火遠理命以^ニ海佐知^レ釣^レ魚、都不^レ得^ニ一魚、亦其^{ヒタマヒ}鉤^レ失^レ海(中略)火遠理命答曰、「汝^{ウケレシ}鉤者^レ釣^レ魚不^レ得^ニ一魚、遂^ヒ失^レ海」

トノクマヘドキ 然^ニ云々(延本前「失フ」後「失ヒツ」校) 上六十五丁
本前「失ヒ玉フ」後「失ヒツ」

とあるは如何。前の地の文は三人稱の記事にて「失ヒタマヒキ」とあるは難なれど、後の詞の一人稱の「釣リシニ」も「失ヒテキ」も、思ひ切りて誤られたるものなり。少しく冷靜に此の文を讀まば、誰しも、何となく落着の悪しきを覺えむ。そは「無クシマシタ」「無クシマシテゴザイマスといふ現在完了を「無クシマシタツケ」と、他人の上の噂にいふ過去に誤りたるなり。之を文語には「魚釣リツルニ」「失ヒツ」といふべし。此と同類の詞を、古訓本は、大抵誤なく「ツ」と訓めるものをや。

伊邪那美命答曰(中略)「吾者爲^シ黃泉戶喫」上十一丁

伊邪那美命言「令^セ見^レ辱^レ吾」上十二丁

(小碓命) 答曰^コ「既爲^ニ泥疑^ニ也」(父天皇) 又詔^ニ「如何^ニ泥疑^ニ之」中四十六丁

此等を「シキ」「見セキ」など言はゞ如何ならむ。延住本は、終のを「ネギキ」「ネギシ」と訓める、是はまた、無き手を出して失策せるものなり。

(ハ)「ケリ」

(天忍穗耳命) 詔之「豊葦原之千秋長五百秋之水穗國者伊多久佐夜藝^{ナリケ}且^{ナリケ}有^{ナリケ}那^{ナリケ}(那^{ナリケ}眞^眞福^福寺^寺) 理^リ告^告而^而上^上四^四十八^{十八}丁

天若日子之父亦其妻皆哭云「我子者不^ズ死^ス有^リ那^ナ理^リ 我君者不^ズ死^ス坐^シ那^ナ理^リ」上五十二丁

天照大神高木神二柱神之命以、召^ス健^健御^御雷^雷神^神而^而詔^詔「葦原中國者伊多玖佐夜藝帝阿理那^ナ(那^ナイ) 理^リ云々」中四丁

此等の「ケリ」は、對話語にはあらざれど、俗に打任せて「詞」ともいふにより、こゝに附記せり。實は、こは獨言にて、感嘆完了に半化せるものなり。かくて、古事記には此等の外には、地にも詞にも、過去の「ケリ」は、無きものと定むべきなり。

若し(一)と(三)の有那理・阿理那理をとりて(二)をも、那は那の誤寫とせば、正倉院文書(南京遺文その他)に見えたる萬葉假字書きの斷簡に「美奈不之天阿利奈利」とあるを證據に「ケリ」は一切なしとも言ふべし。

第四章 特殊なる漢字

甲 概 説

訓法に就きての議論は、いまだ盡きざれども、漢文と漢字とにて記述せる古事記は、漢字の用法を知らざれば、其の讀方も議論すべからざる者あり。こゝに、章を變へて、もつぱら、漢字の方面を研究すべし。

應神天皇の朝に、博士王仁の渡來してより、元明天皇の和銅五年に至る四百三十年は、必しも短しと言ふべからざれども、尙武質樸の國風を以て、異邦の文字言語に接しては、之を解釋するだに、容易なるべからず。まして此の異種の文字を

用ゐて、我が言語を寫し、我が史跡を記すは、難中の難ならざるべからず。而も、安萬侶能く舊辭を撰録して、三卷の大文字を成せる、その筆力偉なりと謂ふべし。安萬侶の漢文に於ける學力は、上表の文に見るべく、本文の用字例には、長く後世の範となれる者あり。又後世の用法よりは、却つて漢字の眞義を得たる者も無きにあらず。

而して、其の誤用と見ゆる者、奇用と驚かるゝ者も、それ〴〵、一種の意義あるが如く、國語と漢字との關係を辿るには、究竟最古の材料たらずんばあらず。

一 同訓異義

否定副詞に、「不」「勿」を適用するは、漢文にその例あり。「サ、グ」といふ國語に「捧」「擎」「指擧」などの字を用うるも難なしといへども、「亦」「又」を混じ「有」「在」を誤るが如きは、漢字を用うる道にあらず。然るに古事記の本文は、正格なる漢文を準的とする者にあらざれば、同訓異義の字を同一に用ゐて、少しも憚らざる風あり。蓋當時にありては、意義用法の明ならざるもありけむこと、千餘年を経たる今日の實況よりしても想像せらる。國文に於ける漢字には、一個特殊の用法を認定すべき者なるべし。

然坐者恐立奉カシコム 上二十八丁

「恐」は動詞なり。「カシコム」と訓ずるはさもあれど、形容詞「カシコシ」に用うるは強ひたる者なり。「可恐」と「可」を添ふるが、漢字の法なり。「畏」の方は、稍形容詞に近かるべきか。凡漢字は、動詞にも形容詞にも、同形にて相轉用する者多きより、我が國人の、今も此の區別を眼中に置かざる者多きは、却つて漢字の本義に叶へるにもやあらむ。此の類の用例は、事煩しければ他は措きつ。

亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲三神之御尾前而仕奉者、違神者非也 上五十六丁

「何ニ非ズ」と副格名詞を受くべき「非」を、主格より直に「不有之」と續く場合に用ゐたる、今の初學者も往々する誤

なり。

太子憲法第十二條に、國非^ニ君^ニ民無^ニ兩主^一とある非の字も、同用法なるが、太子傳平氏勳文には、靡に作れり。然らば「國^ニ君^ニなく」と訓むべし。承安三年書寫の三千院藏本には「非」として「爪」と右下に訓したるは「アラズ」と訓めるなり。大系本は「非」とし、水戸校本は「弗」に作る。

日子番能邇邇命將^ニ天降^一之時、居^ニ天之八衢^一而上^ニ光^ニ高天原^一下^ニ光^ニ葦原中國^一之神於^ニ是有^一、故爾天照大御神高木神之命以、詔^ニ天宇受賣神^一汝者雖^レ有^ニ手弱女人^一與^ニ伊牟邇布神^一而勝神^{上五十八丁}

記傳に「於是^ニ有^ニは在^ニ于此^一の意なり、上に既に居天之八衢而とありて、又かく云へるは、於是てふ言衍りて聞ゆ。古語には、かくも云ひしにや」とあり。在^ニ于此^一の意を於是^ニ有^ニと書けるならば、下の「雖有」の「有」の字と共に誤れり。(漢文は、雖手弱女とあるべきなれど、こゝは「タチヤメニアレドモ」と直譯せるなり)案ずるに、此の「於是^ニ有^ニ」の「於是」二字、衍なりといふ説を受けたるにや。田中賴庸氏は、私に削除したれど、諸本皆此の二字あり。もして「於是」は強めの副詞にて、「有」は「有云々之神」といふ意にて、「在」の誤には非ざるべし。(尤「有」「在」の混用は、此外にも例多し。

解^ニ聞^ニ其^ニ媿^ニ倭^ニ比賣^ニ命^一之所^レ給^ニ養^一口^ニ而^レ見^ニ者^一、火打有^ニ其^ニ裏^一中五十二丁

其御火燒之老翁續^{ツキ}御歌^ヲ以^テ云々是以^レ譽^ニ其^ニ老人^一即給^ニ東國^一造^ヲ也中五十二丁

「賜」は「タマフ」と訓ず。記中、大抵「タマフ」には「賜」を用ゐたるに、こゝに「給」と書けるはめづらし。「給」は「支給」「給與」「家給人足」の「給」なれば、敬語にはあらざるを、給する人は、多く在上の長者なるより、敬語と心得しにや。今俗の用法も、淵源遠しと謂ふべし。又「續」は「續松」などの時は「ツグ」と訓めど、概しては「ツマク」なるを、こゝには「次」「嗣」の「ツグ」に用ゐたり。(ツマクテ・ツマキテなども訓むべけれど、なほ然らじ)。「譽」も「賞」の方當るべし。

橘比賣命白之、妾易御子而入海中、御子者所遣之政途應覆奏（中五十一丁）

上卷の「易子之一木乎」の「易」はさもあれど、こゝの「易御子」は、思ひ切りたり。されど「變」「易」「替」通用する例は、萬葉にも見えたる事なり。「應」も「宜」か「須」にて「所遣」の上に在るべし。「應」「當」「可」「宜」など、混じ誤ること、昔も今も同じと見えたり。

二 位 置

漢文は、文字の位置に因りて意義定る。顛倒法に誤ありては、聞えぬなるを此の記は音訓並用なればか、訓に由りたる漢文様の處にも、位置の誤れる者少からず。鎌倉以後の漢文の崩れたる者の如き觀あるは、亦一奇なり。

久羅下那洲多陀用幣瓠之時、如葦牙因蒨騰之物而成神上一丁

伊邪那岐命詔之、愛我那邇妹命乎謂易子之一木乎乃匍御枕方云々上九丁

汝所以使葦原中國者、言趣和其國之荒振神等之者也上五十丁

天神御子之命、雖雪零風吹恒如石而常堅不動坐（中略）宇氣比旦上六十三丁

「如葦牙」は「蒨騰」に係る語なれば、「因」の下に在るべきが、それも、漢文としてはいかがなり。「蒨騰」の下に在りても可なり。此の如き國文を、漢文に直譯するは難き故に、日本書紀には「有物若葦牙生於空中因此化神云々」などやうに記せり。次の「謂」は、伊邪那岐命の御動作と見えれば、「乎」の下か「詔」の下に在るべきなり。されど又、この文を正しとすれば、「なにももの命や子の一木に易へたりと謂ふか」と見て、「謂」を伊邪那美命の御動作と解すべきなり。次に「汝」を「汝ヲ」と訓みたる從來の諸家は、此文を「所以使汝於葦原中國」と解したるにて、位置誤れるものなり。されど、今本文の儘に訓ずる時は「汝が葦原の中つ國に使せる所以は、その國の荒ぶる神等を言趣け和さむとなり」となりて、亦通すべし。余は本文を助けて訓み置かむと欲す。次は記傳の訓なるが、田中氏などは、字に従ひて「雨降り風吹くとも恒

に石の如く」と訓めり。一見するに、後説難なきが如くなるを、本居翁は、わざと國文的に解して「如_下雖_三雨零風吹_一恒石_上」の意なりとせられたり。余は、是も本文に従はむと欲す。此の外に、

天神之御子私不_レ可_レ産_上六十四丁

佐久夜毘賣_一宿哉妊_同

春_三佐那葛之根_二取_三其汁滑_而、塗_三其船中之簀椅_二設_三踏應_レ仆_而中七十六丁

の第一のは「不可私産」の誤なること論なきが、次のは、國文を其の儘漢文らしく直譯せるもの、(さくや姫、一宿妊其乎ナド)。「設踏應仆」また純國文なれば、其の位置も、彼此と論すべきにあらず。

天皇_一不_レ忍_レ其_レ后_二懷_レ妊_一及_レ愛_レ重_レ至_レ于_三三年_一中三十六丁

に到りては、殊に、奇妙なる書き様なり。されど、古訓も亦、頗疑はしき訓み様と言ふべし。或は「ソノ后ノハラマセルヲオモホシタヘズ。及_下ミウツクシミモ三年ニナリスレバ」など讀むべきにや。

乙 各 論

一 「者」の字

吾_レ者_レ爲_レ黄泉戸喫_上十一丁

是_レ者_レ草那藝之大刀也_上二十九丁

此_二神者所_三到_レ其穢繁國_一之時、因_レ汚垢_而所_レ成_レ之神者也_上十五丁

此_レ歌者國主等獻_レ大費_レ之時々、恒_レ至_レ于_レ今詠_レ之歌者也_中七十四丁

天照大御神_ニ爲_レ怪_レ細_レ開_レ天石屋戸_一而、内告_者云々_上二十五丁一二十六丁

(垂仁) 天皇……言者取^リ其御子^ノ之時、乃掠^リ取其母王^ヲ 中三十六丁

御祖命^{ミコノミコト} 哭^{ナク} 求^ム 者^ヲ 得^ル 見^ル 上三十四丁

高木神取^{タカキノカミ} 其矢^ヤ 見^ル 者^ヲ 其矢^ヤ 羽^ハ 上五十一丁

「者」は、本來汎稱の名詞なり。その他の名詞の下に添ふ時は、上の名詞を、更に説明的に取り立て、〇〇ト云フコトハ「〇〇トハ」「〇〇ソノ者ハ」などいふ文主、又は「〇〇ト云フコトナリ」「〇〇ト云フ者」などいふ他の成分になるなり。此の點に於いて、主格の場合には「者」と、我が「ハ」辭と相當る所あり。前四例即是なり。されば、記中に「〇〇ハ」と訓むべきに「者」の字なきは稀に、「者」の字ありて「ハ」と訓むまじきはなし。次に、例三の「神之者」は眞福寺本・延佳本・寛永本・戸本の字面にして、古訓本は「之神者」に作れり。例四の「之歌者」に比すれば、「之神」の方はなるに似たれどいまだ速斷すべからず。之を解説すれば、「成レル神ソノ者」「詠フ歌ソレナリ」などとなりて、主の「者」を此の叙述の「者」にて受くるなり。さても、此の叙述の「者」は丁寧すぎて煩しく、又其の用例も極めて稀なるが如きも、古事記中には屢見受くる用法なり。思ふに、此の法盛に行はれずして止みたるものか。長き文の後に「者」を附して「テヘレバ」と訓ずる者、この變形にはあらかじか。漢文にも類例はあるなり。動詞の下に「者」を添ふれば、「論者」「仁者」など、又名詞になるは當然なるが、其の外に、體言副詞を作る我が國語の「曰はく」「すらく」の如き用法あり。「詔リタマハク」「告ゲラクハ」など、記中數多き例にて、之を「者」字なきに比するに、我が「曰ハク」の「曰フ」に於けるが如き關係あり。今の「啓者」「陳者」は、即是にして「啓スラク」「啓スルニ」「陳アレバ」「陳アルハ」など、四種の語尾ある者なり。

最後の二例は、前の副詞的なるを、前提的に變じたる者なるが、漢文には恐らく此の例無かるべし。國語にて「ハ」「バ」は、別物なるが如くなれど、實は同源の辭なれば、名詞の下は「ハ」、動詞の下は「バ」と無造作に通用しけむとも思はるれど、「求ムル者」「見ル者」と云ひても、其の下に「ソノ時ニハ」といふ意を含むれば「尙前提になり得べき理なるをも思ふ

べし。(古訓本、記傳に「見者」を「ミソナハスレバ」と訓みたるは、四段活をうかと下二段に誤りたるなり。さて此の如く「バ」と係る漢文は、通常則字を用うるが定なるに、記中に一の「則」だに無きは、怪しきやうにて實は怪しからず。何とならば、國語の「バ」は、上の語に附くに、漢文の「則」は、下句の下に添へる副詞なれば、意義は同じくても、語の形式には、大に懸隔あれば、同じくは、上句に添へる「者」字を用うる方親しきこととせらるべければなり。

令_レ祭_レ吾者、則立平矣(崇神紀七年)

令_レ祭_レ我御前者、神氣不_レ起國安平崇神紀大物主の條

を比べ見る時は、自ら納得せらるべし。

かくて「者」は「ハ」「バ」と訓じ、假字と同様に用ゐらるゝに至れるなり。

二 「之」の字

「之」の字、「往」「至」「就」など訓ずるは本義なれど、國文には、昔より用ゐず。兩名詞の接辭として用ゐたるは、之を「の」と訓みて、今は「の」の字」といふばかりに「我が國人の漢文には、之を濫に多く用うる事、支那人などの怪むことなり。是は、古來の事と見えて、古事記にも、

我_レ之_レ庶兄 中二十九丁

當此_レ之_レ時 中四十六丁

此_レ之_レ二柱無_レ御子_レ也 下二丁

聞是_レ之_レ御歌 下三丁

此_レ之_レ御世 下十三丁

不_レ知_レ其_レ之_レ謀 中三十四丁

納其之稻城中三十五丁

など、贅用らしき者あり。田中氏の校訂本に「我之」を「ワレノ」と訓じたるに依れば、「ワガ」と區別せるにやとも思はれ、隨ひて「此之」を「コレノ」とやうに訓むべきにやとも思はるれど、全篇を通じて考ふるに、なほ「ワガ」「コノ」といふが、當時の言語の姿にて、「ワレノ」といひては、卑しめたる對稱となり、「コレノ」といふ領格は、「コレナル」に通ふものなれど、此等の例には適當せざるなり。

次に「之」を是に通じて「コレ」と訓ずるは正當なれど、我が國語の「コレ」に「是」「此」を措き、只管「之」の字を宛て用ゐむとするは、現代の惡傾向なり。古事記には「之」を「コレ」と訓むべき箇處一つだに無きは、人の怪む所なるべきが、其の反對に、贅用と思はるゝ一種の用法あるは、今人の、更に怪む所なるべし。

平寢 出之上三十五丁

ト相而詔之 因ニ女先言ニ而不良云々 上四丁

故仕ニ奉御前ニ而參向之侍 (古訓むかへ) 上五十九丁

其感伏御軍悉寤起之 中三丁

聞レ歌之者 一時共斬 中八丁

恐 之我子仕奉 中七十丁

如何泥疑之 中四十六丁

政既平訟參上侍 之下十七丁

此等は「詔之」の類の外は、正用にはあるまじけれど、我が古文に多きは、如何なる故ならむ。一體「之」の字は眞の代名詞にあらず。無意義の字なりといふこと、支那人も言ひ、朝鮮人も左様に心得居るなり。それかあらぬか、朝鮮の漢文に

は自動詞の下にも、「之」を置きたる、屢見受くる所なり。我が古文にては、書紀にも崇神七年に「於是疫病始息、國內漸盡、五穀既成、百姓饒之」とあり、垂仁二十七年に「令祠官卜、兵器爲神幣吉之」三十五年に「是歲令諸國多開池溝數八百之」八十七年に「故諺曰、神之神庫隨樹梯之此其緣也」とあり。神功紀に「時人曰、常夜行之」とあるが如き、枚舉に勝へず。次第に降りて、候文の「有之」「無之」に至りては、今人却りて不審とせざれども、その淵源は、知らざるべからざるなり。

詩に「燕々于飛、韻之韻之、之子于歸」と云へる、上の二「之」は語助なるべく、下の「之」は「コノ」と訓するよりは、寧英語の定冠詞の如き者に當るにあらじか。經籍纂詁に據るに、禮記・左傳の「之」字の注に「發聲也」「語助」などあるは、皆傍證とすべし。(樋口勇雄氏亦、此の説ありし様に記憶す)。古人の字を用ゐたる、全く據なきにあらじ。さらば、

此二神者……因汚垢而所成之神者也 上十五丁

如此之白而上五十六丁

如此之歌幸行時 中七十五丁

なども解すべき方あるべきか、いまだ考へ得ず。

如木花之榮榮坐 上六十三丁

是以百姓之榮不苦役使 下三丁

前の「之」は「木花」といふ主格に添へるが如きは、如何あるべき。もしくは「榮ユル」を名詞と見たるなりや。後のは全く純漢文にて、後世ならば「百姓之榮」など訓むべきなるが、こゝにては讀まざるべし。

答白之、僕子等二神隨白、僕之不違 上五十六丁

亦使何神之吉 上四十九丁

亦遣_レ曷_レ神_レ者吉_レ上五十三丁

即入_ニ其_レ山_ニ之_レ亦遇_ニ生_レ尾_レ人_一 中五丁

「傳_レ之」は他に類例なく「亦」を「之」に訛れるかとも思はるれど、諸本皆一致したれば、誤とは見えず。次の二例は「者」の字に通へる、何ぞの故あるべし。(湯淺廉孫氏は「之」「諸」「者」と普通ならむとの説を漏されたり)。案するに「之」の字、接辭として領格を表すが、後世「底」に轉じ「的」に變じたるは、皆普通にして「之」に「テイ」に近き古音ありしは、音韻學者の説く所なり。こゝの「之」を「的」の用法の如く解するも、強ち暴舉にはあるまじきか。然らば「使何神的是吉」といふが如き姿となりて、意は通すべし。「使何神的」は「使何神者」と等しく、用言句を體言句に言ひ變へたる者なるが、今の支那語などは、なほ之を用言の如く用うることを、我が「君ハドウスルノ」を體言句なりと自覺せざるが如くなれば「使サバ」といふ用言句に添ふるも理なしと謂ふべからず。「的」の下に體言を略せるは「者」と同義同形同用なり。果して然りとせば、「之」「者」相通となりて、前後の例も解決し去るべし。田中氏の校訂本に、獨り最後の例に於いて「亦上恐脱_ニ者_一」字_ニ下文有_ニ問歌之者例_一不然則_ニ字衍文耳_一といへるは、輕々しく従ふべからず。前述の私案はよし當らずとも、「之」「者」共に虛字にして、他の字句に添ひて意を補ふ者なる時は、兩者の間に一種相通の關係あるべきは、想はざること能はず。「之者」と重用するは、猶「也矣」「也哉」の類にもあるべし。

三 「所」の字

「所」の字は、頗用るにくく、悟り難き字なり。今は一般に「トコロ」と訓じて、漢文家も随分如何しき用方をするやうなるが、古文にも、極めて特殊なる日本的用方あり。古事記には、之を集めて實字・虛字・(正・誤)被役・敬の五種あり。

(イ) 實字

「所」は固より「處」の義に用うべし。上卷三十四丁「乃速_ニ遣_ニ於_ニ木國_一之大皇昆古神之御所_ニ」とあるが如きは、正用なるが、

以火廻ヒ燒其野、於レ是レ不レ知レ所レ出ル之間、鼠來云上三十五丁

は「策ノ出ヅル所」ならば、虚字にて正しけれど、もし記傳の説の如く「可脱出之處」ならば、如何なり。「天皇直幸ニ女鳥王之所坐」下四丁なども「坐所」なるべく「所坐之處」と見むは、少しく強ひたり。此の類の誤用外にも見えて、仁徳紀には「追之所逮即殺」などもあり。

(ロ) 虚字の正用

今吾所レ生ル之子不レ良上四丁

所ニ御佩ル之十拳劍上九丁

吾與レ汝所レ作ル之國末ニ作竟上十二丁

汝所レ堅ル之美豆能小佩者誰解中三十七丁

此等は皆用詞の上に在りて、下の「子」「劍」「國」「小佩」などに當り、その用詞を、體詞に化するやうの職能あり。而して下の名詞は、「生」「佩」「作」「堅」などの動作の、直接・間接の目的なり。「所」と用詞とを合して「生ミツル」「堅メシ」など讀むは意譯なり。「所」に、完了又は過去の義あるにあらず。

分詞即連體用詞を作るとは、場合に因りては謂ふべし。然るに、

(ハ) 虚字の誤用

於ニ御涙レ所レ成神……其所ニ神避ル之伊邪那美神上九丁

八神者因ニ御刀レ所レ生ル之神者也上十丁

其所レ寢大神聞驚而上上三十七丁

以ニ髮長比賣レ賜ニ于其御子レ所レ賜狀者云々中七十二丁

の諸例は「所」の字の當るべき下の名詞「神」「狀」等は「成」「生」「寢」「賜」等の動作を受くべき者にあらず。是漢文には決して有らざる現象なり。「所」殺者白帝之子、殺者赤帝之子」といひ、「狷者有所不爲也」といひ「大哉孔子、博學而無所成名」といふ、孰れか、所の「殺」「不爲」「成名」の動作の係る所を指さざる。「所成神」は「成セル神」とは謂ふべきも、「成ル」とは謂ふべからず。篇首に「於高原成神」とありて、「所」の字なきは、極めて當れるに、此の九丁以下に「所」の濫用あるは、偶然にやあらむ。「所生之神」も「生メル」ならば正しけれども、國文脈としては「生レル」と訓ませたるものなるべし。「所成坐神上十五丁」なども、當らぬ方なり。但國文として「此處ニ居ル所ノ人」と言はむは、少しも難なく、「所」は廣く境遇場合などを指して「此處ニ居ル」を總べて「人」を修飾するなり。「所」と「トコロ」とは似たれども、異なる所あるを知らざるべからず。人動もすれば「所」に「タル」の義ありなど説くは、所謂和習的にて、早く此の時代より有りし者と見ゆ。出雲風土記に「良有^ニ神靈坐^ニ者、吾所^ヲ傷助給、以^テ報知^ニ神靈之所^ニ神」とある「所神」も珍しきが「爲神」の「爲」を違へたるなり。「所天」とは別なり。その反對に「爲^射惡神之矢之至者上五十一丁」などある「爲」は、「所」の誤なり。

(二) 被役

「所」は被役を表すこと、古來説く所なれども、其の理由を明にせるを聞かず。「爲人所笑」が被役なりとは誰しも知れど、「爲人笑」にても同義なるときは、被役の義「爲」にありや「所」にありや、明ならず。「爲」は「タメ」といふ副詞にあらず。漢文にては、何處までも動詞にて、「爲人笑」は「爲人所笑」といふに近し。實は、被役の意は「爲」にも「所」にもありて、或る場合には「所」は略せらるゝなり。前段説く所を以てしても、已に「所」の「被」に通ふ義あるは、自ら悟らるゝなり。「所殺者」の「者」は「殺」の目的にして、「殺」は「者」を處分する動作なれば、之を「者」の方より云へば、受身となる。轉換の理法炳焉たり。民は天子の所治にして、治むる者は天子、治めらるゝ者は民なりと知る。此の義は、

昔も明なりきと見え、

所^{コトサエマシレ}殺^{コトサエマシレ}迎^{コトサエマシレ}具^{コトサエマシレ}土^{コトサエマシレ}神^{コトサエマシレ}之^{コトサエマシレ}於^{コトサエマシレ}頭^{コトサエマシレ}所^{コトサエマシレ}成^{コトサエマシレ}神^{コトサエマシレ} 上十丁

故^{コトサエマシレ}所^{コトサエマシレ}避^{コトサエマシレ}追^{コトサエマシレ}而^{コトサエマシレ}降^{コトサエマシレ}出^{コトサエマシレ}雲^{コトサエマシレ}國^{コトサエマシレ}之^{コトサエマシレ}肥^{コトサエマシレ}河^{コトサエマシレ}上^{コトサエマシレ}在^{コトサエマシレ}鳥^{コトサエマシレ}髮^{コトサエマシレ}地^{コトサエマシレ} 上二十七丁

即^{コトサエマシレ}於^{コトサエマシレ}其^{コトサエマシレ}石^{コトサエマシレ}所^{コトサエマシレ}燒^{コトサエマシレ}着^{コトサエマシレ}而^{コトサエマシレ}死^{コトサエマシレ} 上三十四丁

弟^{コトサエマシレ}橘^{コトサエマシレ}比^{コトサエマシレ}賣^{コトサエマシレ}命^{コトサエマシレ}白^{コトサエマシレ}之^{コトサエマシレ}、妾^{コトサエマシレ}易^{コトサエマシレ}御^{コトサエマシレ}子^{コトサエマシレ}而^{コトサエマシレ}入^{コトサエマシレ}海^{コトサエマシレ}中^{コトサエマシレ}、御^{コトサエマシレ}子^{コトサエマシレ}者^{コトサエマシレ}所^{コトサエマシレ}遣^{コトサエマシレ}之^{コトサエマシレ}政^{コトサエマシレ}遂^{コトサエマシレ}應^{コトサエマシレ}覆^{コトサエマシレ}奏^{コトサエマシレ} 中五十一丁

など「爲○所○」の「爲」を捨てたる形にても、自由に用ゐたり。さて、然らば被役をば「所」の字のみにて表せるかといふに、「見^レ炎」「見^レ欺」「被^レ給」「被^レ捕」「爲^レ切^レ仆」などの記方もあれど、被役なるに本動詞のみを用ゐたるは無く、特に注意したるやうなり。されば、

熊曾建^{コトサエマシレ}白^{コトサエマシレ}云^{コトサエマシレ}々^{コトサエマシレ}。是^{コトサエマシレ}事^{コトサエマシレ}曰^{コトサエマシレ}訖^{コトサエマシレ}、即^{コトサエマシレ}如^{コトサエマシレ}熟^{コトサエマシレ}菰^{コトサエマシレ}振^{コトサエマシレ}折^{コトサエマシレ}而^{コトサエマシレ}殺^{コトサエマシレ}也 中四十八丁

とある「殺也」を「コロサレヌ」と延佳本に訓めるなどは、いづれよりも誤なるべく思はるゝなり。萬葉集の用字法は、古事記と同じからねど、此の被役には「所」を丁寧^{コトサエマシレ}に用ゐる、「念曾所^{コトサエマシレ}燒^{コトサエマシレ}吾^{コトサエマシレ}下^{コトサエマシレ}情^{コトサエマシレ}」「浪爾所^{コトサエマシレ}濕^{コトサエマシレ}」「不^{コトサエマシレ}所^{コトサエマシレ}見^{コトサエマシレ}」「所^{コトサエマシレ}聞^{コトサエマシレ}」など記せる、一見無用の如く思はるれど「燒」「濕」の本體を、他動詞と見たれば、其の自動詞なるを表さむとの深切なり。「見」も「聞」も、皆自動詞にもなれど、他動詞にも讀まれば、誤なきやう特にせしものと見ゆ。

登^{コトサエマシレ}高^{コトサエマシレ}地^{コトサエマシレ}見^{コトサエマシレ}西^{コトサエマシレ}方^{コトサエマシレ}者^{コトサエマシレ}不^{コトサエマシレ}見^{コトサエマシレ}國^{コトサエマシレ}土^{コトサエマシレ} 中六十丁

の如き純漢文は、「見エズ」と意譯するなれども、

是^{コトサエマシレ}於^{コトサエマシレ}河^{コトサエマシレ}下^{コトサエマシレ}如^{コトサエマシレ}青^{コトサエマシレ}葉^{コトサエマシレ}山^{コトサエマシレ}者^{コトサエマシレ}見^{コトサエマシレ}山^{コトサエマシレ}非^{コトサエマシレ}山^{コトサエマシレ} 中四十丁

の如き國文は、「山ト見エテ」とある古訓は傾かるゝなり。延佳の「山カト見レバ」と訓めるぞ相應しき。

(ホ) 崇敬

に「所」を用うる、轉用も甚しといふべし。

汝命者所_ニ知高天原矣_一 上十七丁

如_ニ天神御子之天津日繼所_レ知之登陀流天之御衆_一 上五十六丁

此_ニ神者所_ニ到其穢繁國之時、因_レ汚垢而所成之神者也_一 十五丁既出

是のみにては、動詞に敬意を加ふる者、必しも「所」なりとは言はれざれど、祝詞に「所知食」「所聞食」「所聞食」「所聞食」とあり、萬葉に「國所知麻之」「天所知流君故爾」「所念有計類」とあり、出雲風土記に「初國小所作」「童女智鉏所取而」などあるに見れば、「所」の敬語を表せる者たるは争ふべからず。されば「御肇國」の「御」に代ふるに「所知」を以てして、「所知初國」之御真木天皇中三十一丁」とも記すなり。抑、漢文にて敬動詞といふ者は、天子に用うる「御」「勅」「詔」等の數字に過ぎざるに、その文字を以て、我が敬動詞の語尾を表記するは、難中の難と謂はざるべからず。「御」を添ふるは、最初の思付なるべく、「坐」を「マス」に當て、「食」を「メス」とするは稍窮せり。「看行」「所念行須」などは、「オコナフ」は、在上者の動作と取り做せるなるべきか。今此の「所」は寧被役にして、尊敬とは遠く隔れるに、何に由りて、此の如き用法はあらむ。一考せざるべからず。

甲説に云はく、「所」は「ラル」と訓ずる、その被役より可能に轉じ、やがて敬語とはなると。されど「ラル」といふ被役形の敬語に用ゐらるゝは、平安中期以後の事なるを見れば、此の説は立ちがたし。

乙説に云はく、「所」に本來可能の義あり。王引之の經傳釋詞に「所可也」と釋せるあり。譬へば、莊子の「性長非所斷、性短非所續」の如き、後赤壁賦の「顧安所得酒乎」送溫處士序の「奚所諧而處焉」の如き、皆「可」と釋すべし。可能は、本來勢力なり。勢力あるやうに言ひなす、是敬ふ所以なりと。されど、此の「所可也」説は問題なり。「所斷」は「所可斷」とはあるべきも、「可斷」にては面白からず。「所得」は「安所」と見て「烏從也」なりといふ説もあり。「奚所」

亦通すべし。然らずとするも、「何所思」「問君何所之」の「所」と同じく、或は寧平凡に釋し去るを得べし。よし又「可也」説を是なりとすとも、之を我が轉用に充て、附會するは、迂遠の謬を免れず。

こゝに丙説あり。試に、之を述べむか。「所知」は被役なるが、其の裏には、必使役する勢力あれば、被役形を使役に轉換し、當時の敬相なる使役形と一致するより、即敬相表すを文字として、之を用ゐたるにはあらじか。

四 「矣」の字

太田氏の漢吳音徴に曰く、「矣、轉原音伊余、次音於。愚案矣ニ於ノ轉音アルベキハ義上ノ「意」字ニ同ジ。然ルニ古事記萬葉集、矣ヲ袁トイフ辭ニ用キタリ。コレハ字音ニアラズ。オトヲト混同スベカラズ」と。

地矣トイフ阿多良斯登許會自阿以下我那勢之命爲七字以音如此上二十三丁

天逆手矣於青案垣打成而隱也上五十四丁

若此御子矣天皇之御子所思看者、可活賜中三十六丁

梶衾志羅紀之三埼矣國之餘有耶見者（出雲風土記）

第一の分注に「阿以下以音」とあるに見ても、「矣」は字音なるまじく思へど、いまだ先哲の説を見ず、凡「テ」の假字の中に、音訓の疑義あるは、「乎」「吁」「呵」と、此の「矣」なるべきが、他の三つは、今は音に定れる者の如し。其の説は、「乎」「呼」同音にして「呼」は韻鏡十二轉合にして漢音キヨ・コ、吳音キユ・ウ、その轉音テ、「嗚呼」「嗚乎」兩用は其の證にして、延いては「于」「吁」「於」など、皆古音は同一なりといふに至る。之を推す時は、「矣」も同音なりと言はれざるにあらねど、真正の古言は恐らく今存する書籍のみにては、推察すること能はじ。學者の想像説としては可なれど、定説とするには難かるべし。「叫」は、漢吳音徴に叫吳轉音呼、愚案萬葉集「叫」ノ字ヲテノ假字ニ用ウ。字書「叫」字ナシ。是「叫」字ナルベシ。然ルニ、叫ニテノ音ナシ。五音類聚四聲篇ヲ閱スルニ、呼字注云、又許交切、吳人爲レ叫爲レ呼上爲當作謂、是叫叫俗字

音呼トヨブ也、許交反音媵ト讀ムニハアラズ。今類聚篇遠テ呼字ヲ取テ、媵ノ音ニ讀ムニ似タリ。萬葉ノ音ニ據テ、類聚篇ヲ正スベシとあり。字音なりとせば、此位の所なるべし。されど、之を義訓として、「チラブ」の「チ」なりと言はゞ如何あるべき。「呼」も亦、同じ義訓と言はれざるにあらず。萬葉集古義の論に、具書と題して「戀許會増焉」「戀許會益也」「鶯鳴鳥」「妻之眼乎欲焉」など焉也」などの字を句末に添へて書きたるは、例のからざまの助字にならひて書けるのみとあるは、忘るべからざる事にして、卷二の長歌の終に「吾王乃形見何此焉」なども、或は其の例に入るべきが、こゝは「鳥」に通じて、確にテの假字なりともいふべし。

我が輩が、今我が古代に於て、如何に譯字を用ゐたるかを研究するに當りて、更に翻りて參考を要するものは朝鮮の吏道なり。吏道は新羅の薛聰が作る所にして、王仁來朝以前の人なりといふ。時代の詳細は、今之を論ぜざるも、文字の師たる朝鮮の吏道が、我に影響なかるべしとは、思考すること能はざる所なり。吏道の體たる、「矣身」「矣女」「別乎」「追于」「其矣」「他矣」「爲乎」「爲乎矣」「是乎乃」「是乎故」等、二字より七八字を連合して朝鮮語を表記し、漢文中に混用せる者にて、正に我が萬葉・古事記等に、字の音訓を取りて國語を寫せるに等し。「儒骨必知」などに、其の發音を記せる諺文によりて其の意を尋ぬるに、音あり、訓あり、音訓知るべからざるあり。今の朝鮮人も之に通ずるもの無き由なるが、とにかく漢文の助辭を多く採用せる點に於いて、我が乎焉矣也などを添用すると酷似せり。吏道の矣は、ウイと字音に讀めど、意は第一人稱の卑下なる「私」の義なるあり、韓の助辭「の」の義なるありて一定せざるが、我が「矣」は、鹿持氏の所謂具書風なる

因_三吾隱坐_二而以_三爲_二天原自闇亦葦原中國皆闇_一矣、何由以天字受賣者云々上二十六丁

汝命者所知夜之食國_一矣、事依也上十七丁

の如きあり。此は「矣」を「チ」と讀むべきにや、聊斷じ難けれど、前に掲げたる類に參照して、尙漢文助辭を採用せる者

なるを見るべし。「矣」は、説文に「語已詞也」とあり。國語に翻して、「ツ」「ヌ」「タリ」「ケリ」「カシ」などに當るべきが、もと感歎の意より成れるものなるは、諸助辭通有の性質なれば、我が感歎のナに用ゐたりとせむは、兩者相俟ちて頗妥當といふべきにあらじか。

此の「矣」字、萬葉集以後には廢して用ゐられず。「乎」の獨占となれるは、優勝劣敗の數さることながら、「乎」の「テ」として古事記中に一處も用ゐられざるは何故ならむ。一疑問なり。「乎」も義訓として「テ」に用ゐたるなるべきが、その通用や、新しき爲に、阿禮の口誦に舊記を參酌して撰録せる此の古事記には、之を用ゐざるにあらざるべきか。

五 「而」の字

「而」は承上之詞として、我が「テ」に近似せるより、漢文にては大抵「テ」と訓じたり。其の意によりて、古事記は「而」を用ゐたる中に、唯一つの異例あり。

爾香坂王騰ニ坐歷木ニ而テ是、大怒猪出掘其歷木ニ即昨ニ食其香坂王ニ中六十四丁

鈴屋翁は「而是」の「是」を其の誤寫としてかく讀まれたるが、田中頼庸氏は、諸本を校すれど、皆「是」なるより、戰國齊策に「而此者三」とある高註に「而如也」との訓あるに従ひ、「而是」を「如是」と訓じ、「騰リマシヌ、カクテ」と讀みたり。此の「而」「如」相通の例は、詩・書・易・左傳・管子・荀子・孟子等に、其例多きことなれど、こゝに適當すとは、考へにくきが如し。更に「而」の字の用法を見るに、「則」に通ずるものあり。易の繫辭傳に「君子見幾而作、不俟終日」左傳、僖十五年に「何爲而可」楚語に「若防大川焉、潰而新犯必大矣」とあるが如く、又「而」「則」を互用せるには、墨子明鬼篇に「非父則母、非兄而奴也」史記樂布傳に「與楚則漢破、與漢而楚破」の如きあり。此の意を以て「騰リマセバコ、ニ」と讀まば、本文の儘にて亦通すべし。

抑「而」の「テ」の義なるは、連用的平接にして「則」の義なるは、前提的順接なるが、此の外に「而ルニ」と訓ずる前提的逆接もあり、更に其の副詞的平接なるもあるは、言語接續自然の現象なるべく、和漢殊に相類せる者あり。こゝの場合には、「則」の字ほどに順接すべきかといふに、余はむしろ副詞的に「ノボリマシ、ニコ、ニ」と讀むを、最適當なりと信ず。逆接の「シカルニ」と同形にして、意は平接なるものなり。

六 「是」の字

爾豊玉毘賣命、知_レ其伺見之事_ニ以_レ爲_レ心恥_ニ乃_レ生_レ置_レ其御子_ニ而、白_レ妾恒通_レ海道_ニ欲_レ往來_ニ然_レ伺_レ見_レ吾形_ニ是_レ甚_レ作_レ之_レ即_レ塞_レ海坂_ニ而返入_レ上_レ七十一_丁

圓野比賣、慚_レ言_レ同兄弟之中_ニ以_レ姿醜_ニ被_レ還_レ之事、聞_レ於_レ隣里_ニ是_レ甚_レ慚_ニ中_レ四十一_丁

兄子者既成_レ人_ニ是_レ無_レ愜_ニ弟子者未成人_ニ是_レ愛_ニ(延佳本愜)中_レ六十九_丁

大長谷天皇者、雖_レ爲_レ父之怨_ニ還_レ爲_レ我之從父_ニ亦治_レ天下_ニ之_レ天皇_ニ是_レ今單取_レ父仇之志_ニ悉_レ破_レ治_レ天下_ニ之_レ天皇陵_ニ者、後人必誹謗_レ下_レ四十六_丁

此等の古訓を、意譯に過ぎたりと思ふ人もあらむ。田中氏などは悉く「コレ」と近世ぶりに訓めれど、撰者は、唯その意を以て「是」の字を用ひたりけむこと疑ふべからざれば、必しも字を逐ひて訓を施さざるべからざる理由は存せざるなり。我が輩は、本居翁の此の訓の中に於いて、まづ、第三の「バ」に服す。經傳釋詞に「是猶則也」とし、大戴禮王言篇の「教定是正矣」を、家語に「正教定則本正矣」に作り、鄭語に「若更君而周訓之是易取也」とある章注に、「更以君道導之則易取」と云へるを引けり。我が輩は、此の猶則也といふ説にのみ依據するにあらざれど、「是」の字の上を承くる用法よりして、必わが「バ」に相當する場合あるを信ぜざること能はざるなり。(餘事ながら、既の下の「成人」は「人トナリヌレ」と訓みまし)。

さて、第一例も圓熟したる國語ながら、「カキマミ給ヒシガ耻シキコト」といふは、語法や平安朝に降れる者の如く感ぜらる。「伺ヒ見タマヒツル、イトハヅカシ」と主格助辭「ガ」を略しては、如何あるべき。「忤」の字は、眞福寺本に「怪」に作れるに據りて、田中氏は「コレ、イト、ケヤケシ」と訓み、延佳本は「甚作之」とあるを、賀茂翁の説に依りて、古訓はかく定めたるなり。第三の「是甚慚」は「是」と訓みては如何あらむ。「コレ甚耻シ」とやうの語法は、古來聞かぬことなれども、「ソレイト云々」は、古よりあることなり。第四例は、田中氏「是今單取父仇之上志」と訓める、當時の語に近しとも覺えず。こゝは「是」の代に「而」「然」なども用うべき轉語の場合にして、なほ古訓當れりとすべし。(かゝる文の接續の訓法に就きては「爾」「即」「故」など、別に題を改めて言ふべし)。

七 「將」の字 將爲 爲將 思將 欲

我が想像助動詞「ム」に當るべき漢字は何ぞと問はゞ、人多くは「將」の字と答へむ。然り。「將然」を「然ラム」「將往」を「往カム」なりと心得たるは、今の人のみにあらず。徳川時代の學者も、漢字渡來の當初なる奈良時代の人も然りしにて、萬葉集にも「將待」「將言」の類多く、古事記にも、

八上比賣答八十神言、吾者不聞汝等之言將嫁大穴牟遲神……若不待取者必將殺汝 上三十三丁
專汝往將問者 上五十九丁

我押流其船者差暫往(私案ユキテ)將有_ト味御路 上六十六丁

の類、枚擧するに勝へず。されど、今少しく思へば、「將」は「ムトス」にこそ當れ。「ム」に當らざるは、容易に悟るべきことなり。然るに尙之を怪まざるは、「ム」と「ムトス」との差異に心づかざる故なり。「ム」は單に想像にして、未來動作には常に添ふに、「ムトス」は一種の進行態にて、洋語直譯の「ツ、アル」なるを、如何にぞ、之を混同すべき。「將」の義を見るに「且也」「甫始之辭」(即ムトス)「抑然之辭」などありて、「其」「抑」「乃」などに通ふもあれど、「ム」に當る理は毫

末もなし。我が助動詞テニテハは、都べて彼に譯すべからざる中に、此の「ム」などは特に然るに、古來「將」字を當てたるは、心やりに強ひて宛てたるのみ。彼我の人共に、此の對照に誤らるべからず。

さて古事記には「爲將」「將爲」といふ用法あり。

伊賀所作仕奉於大殿内者、意禮先入明_ト白其將_ト爲_ト仕奉_ト之狀_ト 中六丁

乃爲_レ將_レ殺_レ當_レ藝志美々_ト之時 中十三丁

爲_レ將_レ祿_レ而_レ 中六十五丁

虛空津日高爲_レ將_レ出_レ幸_レ上國_ト 上六十九丁(下卷ニモアリ)

此等は「將」を「ム」に充てたるより、「トス」に「爲」の字を補へるにて、自然のことなるべし。「將」を「ムトス」に充てたる正用も固より多くありかくて、此の「爲」に「思」を代ふれば、

乃雖_レ思_レ將_レ婚_レ 亦思_レ還_レ上_レ之時將_レ婚_ト 中五十丁

思_レ將_レ待_レ取_ト 中六十四丁

と様の文となる。「思將」の代に「欲」の字を用ゐれば難なかるべきを。

こゝに序に言ふべきことあり。「將」と「欲」とは、義も用方も極めて近き所あるより、希望の意強き「ム」には「欲」の字を用ゐることなり。

誰來_レ我國_ト而忍々如此物言、然欲_レ爲_レ力競_ト故我先欲_レ取_レ其御手_ト 上五十五丁

雖_レ償_レ多_レ鉤_レ不_レ受、云_レ猶_レ欲_レ得_レ其本鉤_ト 上六十六丁

火遠理命見_レ其婢_ト 乞_レ欲_レ得_レ水_ト 上六十六丁

此等を田中氏は、皆「……ムト欲ス」と訓めるは、迂の至なり。我は、終のをも「水ヲ得ムト乞ヒ給フ」とやうに、讀む

べきものなりと思惟す。

八 「爲」の字

「爲」の義たる、極めて多き中に我が國文に用ゐて動詞にすると、「タメ」と訓みて副詞にすると、兩大別なるべし。「タメ」の時は、去聲眞韻于嬌の切なるが、その音に動詞なるもの多く、他は、平聲支韻于嬌の切なり。之を漢字より見る時は、共に動詞にして「タメ」と副詞にするは、我が國語の法にして、本意にはあらざるが、奈良朝以前よりも存せしものゝ如し。かくて、古事記に用ゐたる爲の字は、頗種類多し。

(イ) 將欲に通ずる者

吾御子爲ニ天降ニ之道誰如此而居（田中氏訓「道ニ」「居ルハ」）上五十九丁

時々也（ヨリヨリト）往々也（トコロトコロト）雖爲レ取而不得（中七十七丁）

此等は「天降」「取」を名詞とすれば、「爲」は尋常なれど、文勢この古訓の如く動詞なるべければ、「將」と「欲」との用ゐらるべき場合なり。漢文にも、之に似たる用法あり。孟子梁惠王篇の「克告レ於レ君爲ニ來見ニ也」の趙注には「君將レ欲レ來」といひ、史記盧縮傳の「盧縮妻子亡降レ漢、會高后病不能見、舍燕邸爲ニ欲置酒見レ之、高后竟崩、不得見」も「高后將ニ欲置酒見レ之」の義なりといひ、衛將軍驃騎傳に「驃騎始爲ニ出ニ定襄當單于ト云々」とある「爲」も「將」の義なりといふ。序にいふ、此の「時々」「往々」の下の「也」の字は「今也」「爲人也」など、副詞の下に副ふ者にて、「者」の字と相通ふなり。「往々」を「トコロトコロ」と訓むは、續日本紀に二處見え、文選甘泉賦の「選々離宮般以相燭兮」の選々をも、古來しか訓みたる、その注に選は古文の往の字、往々は一に非ざるを言ふとありて、廣く場所場合をいふ語なり。

(ロ) 所に通ふ者

或天若日子不レ誤命爲レ射惡神之矢之至者、不レ中ニ天若日子（上五十一丁）惡神トヨムベキカ（イシヤカ）

此は、極めて稀覯の例なれど、とにかくに「所」のあるべき場所にあり。田中氏は「射タル」と訓みたるが、或は「射ツル」にてもあるべし。此の「爲」の字無くては、物足らぬ心地やしけむ。「爲射惡神之矢之至者」にはあらじ。「爲射惡神」などの義にてもあらむか。

(ハ) 目的を表す動詞として用ゐたるもの

「花ヲ取りニ行ク」などは、「爲取花往」とも書くべきに、本書さる場合には「爲」字を略して「看行其神」入坐其野」など書し、又は「太后爲將豐樂而於採御綱柏幸行木國」など「於」字を用ゐたるが、

次爲直其禍而所成神名神直毘神上十五丁

は「直サムタメニ」とも訓むべく、「將」の義にはあらず。又、

即爲鎮御腹取石以纏御裳之腰而渡筑紫國中六十三丁

などは、「鎮メムトシテ」とも訓むべく、「タメニ」よりは、當時の語に近かるべく覺ゆ。

(ニ) 被役の義

「爲人笑」「父母宗族皆爲殺戮」など「所」の字と連結せでも被役となるは、漢文には珍しからぬが、

受取其横刀之時、其熊野山之荒神自皆爲切仆爾其惑伏御軍悉寤起之(「惑伏」トヨムベキカ) 中三丁

も、被役と見ざるべからず。寛永本の「切りフセツ」は通ぜず。「切りフセラル」にても可なり。されど、此の例、外に見えず。

(ホ) 使役の義

國語に「ス」は、サ行變格活用なれど、四段活より出でけむこと疑ふべからず。使役の「ス」は、今は下二段活なれど、奈良朝以前には四段活にも言ひて、三者同源なりけむと覺ゆ。されば、俗文の使役に「爲致」「爲知」など書くも、聊所

謂なきにしもあらず。漢文に「其爲_レ御世昭_レ前之令聞_レ也(魯語)」といふ「爲」も、猶使也と注し、孟子離婁篇に「苟爲_レ不_レ言終身不_レ得」といひ「苟爲_レ無_レ本、甚涸也、可_レ立_レ而待_レ也」といひ、告子篇に「苟爲_レ不_レ熟、不_レ如_レ黃稗」といひ、莊子人間世篇に、「苟爲_レ不_レ知其然_レ也、熟知_レ其所_レ終」といふ、皆、苟使の義なりと釋せるを見れば、此等も、和漢一揆といふべし。

亦新羅人參渡來、是以建内宿禰命引率爲_レ役之堤池_ニ而作_レ百濟池_ニ中七十四丁

は漢文の用例とは異なれども、使役に用ゐたる者と見るを可とすべし。延佳本には「爲_レ役」と訓みたる、それやがて、國語の「エダ、セ」なり。漢文より言へば、此の場合に「爲」の字の用なく、「役于堤池」とも書くべきなれど、さては、當時の「エダ、セ」には物遠きやうに覺えて、「爲」の字を加へつるにもあるべし。

(へ) 動詞の補助語尾的に用ゐたるもの

須勢理毘賣命甚爲_レ嫉妬_ニ(又訓「モノネタミシ玉ヒキ」)「ネタミシ玉ヒニキ」上四十丁

神後伊波禮毘古命倏忽爲_レ遠延_ニ及御軍皆遠延_ニ而伏_レ遠延_ニ二字 中三丁

枕_ニ其后之御膝_ニ爲_レ御寢坐_也、爾其后以_レ紐小刀_ニ爲_レ刺_ニ其天皇之御頸_ニ中三十四丁

答白既爲_レ泥疑_也(又訓ネギシツ)中四十六丁

詔_レ爲_レ易刀_ニ中四十八丁

汝之子自弱王成人之時、知_レ吾殺_レ其父王者、還_レ爲_レ有_レ邪心_乎(還又訓カヘリテ)下二十五丁

此等の「爲」の字は、爲無くても通すべき中に、「遠延」「泥疑」など假字がきなるは、語尾を書かざるより、其の動詞なるを明にする爲には「爲」の字を添ふる必要あり。「爲嫉妬」は「性甚嫉妬」など書けば可なるも、國語には「モノネタミ」など名詞に云へば、其の語法より「爲」を獨立動詞に用ゐたるなるべく、「御寢」は、漢文にて動詞になれども、「ミネ」と

いへば名詞なるより、之を動詞にして下の「坐」に續けむとて「爲」の字を加へたるなるべし。

鈴屋翁は、動詞にも「ミ」は添ふといふ説なれど、然るべからざる由は、前にいへり。(但こゝは「ミネシマス」の「シ」即動詞形を略せる、後世の「慶賀シ奉ル」などの格にて、尙「ミネマシキ」など訓むべきにや。又は「ヤスマシマシキ」など訓むべきにや)。次に「易刀」は、此間には名詞なれば、「爲」を加ふるも理あるが、終の「爲有」は「有ラムトスルカ」と「將」に通へるものか。さもなれば、頗贅なり。

此の外に「何爲日足奉」中四十七丁なども、異例に屬す。「如何」として爲を省きては、國語を寫すに足らざる所あればなるべきも、漢文の目より見れば、「何爲」は「何ヲ以テ」「何スレバゾ」「何ノ爲ニ」などなるべし。

九 「既」の字

「既」は「ステニ」「ハヤク」と訓じ來れるが、終盡の義より出でたるにて、國語の「ハヤク」「ステニ」と全く一致すべからず。然るに、古事記の頃には、特殊なる用法あり。

(イ) 「全」「一」の義

如_ニ童女之髮_ニ梳_ニ垂_ニ其結御髮_ニ服_ニ其姨之御衣御裳_ニ既成_ニ童女之姿_ニ中四十七丁

百官恭敬往來之狀既如_ニ王子之坐所_ニ而中七十六丁

其王子者服_ニ布衣禪_ニ既爲_ニ賤人之形_ニ執_ニ權立_ニ船同上

御齒長一寸廣二分、上下等齊、既如_ニ貫_ニ珠_ニ下十七丁

有_ニ其自_ニ所向之山尾_ニ登_ニ山上_ニ人_ニ既等_ニ天皇之齒簿_ニ亦其裝束之狀及人衆相似不_レ傾_{下三十五丁}

「ナツテシマフ」「ナリキル」など「ステニ」「モウ」と通へるより、かゝる用法を生じたりと思はれぬにもあらねど、加茂島_磯既。子島_磯既。云々。野代海中蛟島。周六十步、中央濕土、四方竝磯云々(出雲風土記、意字郡)

天下須泥爾於保比底布流雪乃比加里乎見禮婆多數刀久母安流香(萬葉集 十七)

などある例を見れば、さのみは斷すべからず。却て、國語「スデニ」には「スベテ」「マツタク」「ミナ」「コトゴトク」などいふ意義のまづありて、普通の用例は生じたりと思はるゝなり。尙萬葉の

梓弓引見縱見見思見而既心齒因爾思物乎(十二)

吉美爾餘里吾名波須泥爾多都多山絶多流孤悲乃之氣吉許呂可母(十七)

此等は、稍漢字の「既」の義に近づきたる様にも見のれど、尙意義の中心は「全」「悉」「一」にあるものなり。繼體紀にも「全爾須傳」と註したり。されば、國語の「スデニ」の古き意義はほど明らかなるべし。

又「親王等……天下公民等皆爾受所賜……(南京遺文)も(スデニ)ならむ。然らば如何にして「既」の字と「スデニ」が結びつきたりきや、「モハラ」「マタク」の義が「既」の字に存せりと思惟してかく用るけむや。思ふに「既」の字「盡」「畢」の義あり。「悉」の義に近似せるより、「スデニ」と訓せしが、後漸く字の本義に傾きたるものなるべし。「不傾」の字、田中氏は「タガハズ」と訓みたり。難字ながら、誤寫とも見えず。兩者相平均して傾かざる義なるべし。

(ロ)「速」の義

天皇既(古訓)所(古訓)以(古訓)思吾死乎(古訓)何擊(古訓)遣西方之惡人等(古訓)而返參上來之間未(古訓)經(古訓)幾時(古訓)不(古訓)賜(古訓)軍衆(古訓)今更平(古訓)遣東方十二道之惡人等(古訓)因(古訓)此思惟猶所(古訓)思(古訓)看吾既死(古訓)焉(古訓) 中四十九丁

此の例は、外に見當らざれども、前項とは異なり。此の二の「既」の前のは、措辭の上よりは「思ス」に係るやうにも見ゆれど、尙「死ネ」に係るなるべく、後の「既死」は「死ンデシマヘ」の義にも見らるべきが、當時、さる語法もあるべからず。「速ニ死ネ」と見る方、前段に「天皇惶(古訓)其御子之延荒之情(古訓)而詔之(古訓)」とあるに應じて、妥當なりとす。

十種々の字

(イ)「更」の字

副詞に「サラニ」と訓ずる「サラ」は「新の義にや。「マタト」「アラタメテ」など、同義なり。然るに、國語の「更ニ無イ」など「決シテ」「全ク」などの義なるは、「更」の字に當らざるに、其の語は早く有りしと見えて、

息長帶日賣命者既崩故無_レ可_二更戰_一 中六十四丁

大后云々、看_二行此蟲_一而入坐耳更無_二異心_一 下八丁

汝命不_レ顯_レ名者、更_レ非_レ臨_二天下_一之君 下四十三丁

など皆特殊の者なり。此の語法平安朝を経て、現今まで多く用ゐらる。(此に似たる「敢ヘテ」は、遙に降れる世よりの事なり)。

(ロ)「然」の字

「シカリ」「シカルニ」「シカシテ」「シカレドモ」の類「然」の字に當るは論なきが、「シカ」いふ副詞に當つるは日本の用法なり。「所_二以爲_レ然者_一」「汝爲_レ然者_一」「雖_レ然爲_レ」の類、已むことを得ざるに出でけむ。「然」に「如是」の義あれども、我が「シカ」に當るべき漢字はあらざるなり。

(ハ)「那何」の字

魏志に「那_二後無_レ繼何_一」とあり「那者奈之轉也」と釋し、左傳、宣二年に「棄_レ甲則那_一」とあるは、杜註に、「那猶_レ何也」とし、日知錄に「直言_レ之曰_レ那、長言_レ之曰_レ奈何_一也」とあり。「那何」を「奈何」に用ゐたるは珍し。

若汝從_二吾言_一者、吾爲_二天皇_一、汝作_二大臣_一、治_二天下_一 那何 下十六丁

……人取_二天皇_一、爲_二那何_一 下二十六丁

(ニ)諸俗字

○「乍」を「ツ、」に用ゐたる者二處あり。萬葉集も、多く「ツ、」に用ゐたり。「ナガラ」には「隨」「任」など用ゐたるに、今は「ナガラ」といふ字になれり。

○「仍」の字二處あり。今の「ヨツテ」の如し。田中氏「カクテ」と訓めるもあり。「乃」の義に軽く用ゐたる者の如し。
 ○「俣」の字多くあり。「俣」の第一變化「マタ」を、名詞に借りたるにて、因を因、博を博など字音を轉用したる例なるべし。「俣」に「マツ」の義ありといふ説によれば、其の省筆ともいふべし。

○「詭」を「アトラフ」に充てたるは、古きことと見ゆ。

○「摺」を「スル」に用ゐたるは、後人筆寫の際に「摺」を誤れるか。とまれ、是も古きことなり。

○「御方」といふ字を、鎌倉頃も、皆「御方」とせり。俗に味方と書くは後世なり。

○「彦」の字なきは奇なり。

○「奈」を假字に使用せし例も奇なり。「則」の字、及「乎」の假字なきは、前に言へり。

(本諸珍字)

○「此廂人」「彼廂此廂」

○「患」ウレハルシム 惚コト (俗ノ惱ノ字)

○「控度」「控依騰而」「琴控」

○「騰」ノボル 山

○「茹矢」ハシヤ

○「縷」カガ

○五伴緒矣支オハナシ (又訓サシ) 加而クハナシ

患 惚
 拵 依
 琴 控

○ 媿き○ 繁シ○ 吳床ウツク

○ 憚下三十一「心裏欲婚、憚其極老不得成婚而」とあるを、皆字に従ひて「ハ、カリ」と讀めれど、こゝは老女と婚するを、人又は神に憚るなど考ふべからず。婚交に堪へざるべきをいたむとあるべきところなり。眞福寺本に「悼」の字となれるに據らんと欲す。「悼」とあるを「憚」と誤る類、古字を新字もて寫し直す時、常にあることなり。

○ 上表文の「懺悔」など、大抵傳に論じたり。

第五章 總 括

上の四章に述べたるは我が思はくの片はしのみ。されどこれにて、古事記に於ける訓讀法の特殊なるものに就きては、略其研究方針の概略を述べたり。いで、茲には云ひ残したる大體論を述べて、此の論のとちめと爲さむ。

先づ云ふべきは、安萬侶が古事記を撰録せし以前既に久しき慣用を経て、讀み癖・宛て字などの、稍固定し初めたりしことなり。第四章に擧げたる様々の字の、様々なる用法は、決して安萬侶が一存より出でたるものに非ざるべきは、説明にも及ぶまじけれど、尙云はゞ、かく様に變化を経たる多様な用例が、一朝一夕に生ずべき理なく、よし生じたりとすとも、俄にしか書き出されたらむには、誰かは其讀み癖・宛て字の儘に讀み下すことを得べき。「亦於_二姓目下_一謂_二玖沙詞_一於_二名帶字_一謂_二多羅斯_一如此之類隨_レ本不改」とあるも、既に是等の固有名詞を表す字の固定して、中には、夙く原義の辿り難きすらありしを暗示せるものと云ふべし。

管に固有名詞的なる字には限らず、一字一訓或は數訓に固定せむとする傾きは見え初めながら、未だ讀法の一定せざるも

あり。字義を正用したるがあるかと見れば、同訓異義を通用し、異字同訓を並用せる如きもあり。

扱も、何時の頃より、此の傾向は始りたりけむ。一字には、一字の沿革あれば、到底定めて言ひ難けれど、多く、歸化人の末なる文部・史部の人々、又は僧侶たちの常用文字が、かゝる傾向を導き出でけむは、疑なきことなり。而も博士・留學歸朝者の正純なる知識たちの正用せるも、代々に行はれたらめど、世間の實用には却りて和習多き用例が叶ひたるものと考へらる。

其に就きて考ふべきは、さる人々の仲間々々によりて、字の用例を異にしたらむと思はるゝ節あることなり。

萬葉の卷々によりて、表記法の多様なるが如きは、其の甚しき者なるが、是は種々なる歌集の、集大成せられたるものとして然あるべきことなり。古事記は萬葉より夙く世に出でたれど、萬葉の如く雜然たる點少きは、其處にぞ安萬侶の苦心は存したるなる。されども、安萬侶の方針は、眼に熟したる慣用は、是を採用すといふ處に在りたれば、古事記の文字或は文章の外形を見むには、安萬侶以前の漢字使用の歴史を顧みざるべからず。されど、奈何せむ、其資料となるべきもの極めて稀にして、正倉院其の他に於ける文書の斷片、或は金石文等の此の書より稍時代降りたる古文獻の調査より、助を求むる外なからむ。

萬葉などを見るも、人麻呂集一類のものには、助辭等は、深く念頭に置かざりけむ、いとおほまかなる表記法をとりて、後世よりは、如何にとも讀まるべきもの多く見えたり。かくても、當時は訓み違へすやありし、とうち傾かるれど、其の頃の人は、其の時代の語法の自らなる適用によりて、さのみは誤らざりけむ。又書き記す人も、或點までは、讀者の自由に委せたらむと見ゆることは、はやく述べ置きたり。

此の頃の文章は、平安朝の假字文流行の時勢とは様かはりて、純粹の國語もて、思想感情をありの儘に表すまでには、世運未だ熱せず、ひたぶるに漢文に擬するか、律語の調子に絶るかするに非ずば、細やかなる表現はせられざりし様なり。さ

れば、祝詞・宣命の類の律文調なると、文學的享樂を主としたる詩文以外には、委曲に心の隈々までは、表さでもありぬべき實用文の類のみなりしこと正倉院其の他の宣命書き・假字書きの文書類によりても悟らるべし。

古事記に於ても、最も傳誦を重んじたる部分には、極めて忠實なる表記法をとり、音勢點マクセツトを示したるさへあれど、或部分に至りては、大體の訓讀だに出來たらば、細部は讀者の自由なる訓讀に委せむとしたるふしも見えざるに非ず。さればとて、萬葉の助辭類を省きたる書き方にも、自ら超ゆべからざる訓み方の境はありけむと覺ゆる如く、ひたぶるなる漢文讀のみによりしものとは言ふべからず。さればどこまでも先達等の辛苦せし訓讀の上に立ちて、更に最も正しく、最も當時の人の語法意識に叶ひたる讀法を研究せざるべからず。

是れ、余が此の小論文を草したる所以にして、兼ては、思辨より出で、演繹的態度を採る大體論の空しきに據らむよりも、個々の語法・用字法より歸納して、眞の訓讀法に達し得べき實證的態度をとることを主張せむ爲の試みに過ぎず。

第二 古事記を讀みて思へるひとつふたつ

教理なし經典なしといふことの、我が神道を云ひ腐しゝこと久し。是、實にさることなれど、更に神道の價值を増減すること無かるべし。そは、神ながら言擧せぬ國に、神ながら行はるゝが即神道なれば、異國にあなる教の如く、こちたき言擧の無きはおのづからの理なればなり。是、まことに貴き道なれど、世は永く上れる代の如く、純樸にあるべからざること亦惟神の道なれば、言擧の起ることも已むべからず。さればこそ本居大人も「言擧こちたみ言擧す」とは詠まれけれ。神道とは、かく廣らかに云へば、とりとむべき點も無き絶大の者ながら、又、狭めて云へば我が固有の大道即本教といふ者ともなるべし。先王は、惟神の道を體し給ひて、儒佛はた種々の外國の物事を採用し給ひしものから我が國體を特立せしめむには代の進むまゝに、愈深く此の本教を發揮せざるべからず。古にはともありなむ。異邦の事物のかく盛に採用せらるゝ今の時

に當りて、本教々理の光を顯さず、古典の晦藏するは、全く學者の罪なり。近時「日本主義」の此の事を唱道研究するは頗多なりとすべし。はた、古の學者の之を闡明せるものも多し。其の當を得たる者は盛に之を鼓吹唱道して、世人をして一日も早く、一人も多く其の貴ぶべく、信すべく、守るべく、據るべきを知了せしめざるべからず。乃愚解の二三を録して大方の君子に質し、併せて賢明篤道の士の本教研究の結果を世に公にせられんことを祈る。

(一) 古事記上卷伊邪那岐尊の夜見國より逃げ歸り給へる段に曰はく、

最後に其の妹伊邪那美命身自追ひ來ましき。すなはち千引石を其の黄泉比良坂に引塞ぎ其の石を中に置き各對ひ立ちて事戸を度す時に伊邪那美命言さく愛しき我が那勢の命かく爲させば汝の國の人草一日に千頭を絞り殺さむと。こゝに伊邪那岐命詔はく愛しき我が那邇妹の命、汝しかせば吾は一日に千五百産屋を立てむと。是を以ちて一日に必千人死に一日に必千五百人生る。

古事記の筆者は、唯之を神誓として、その誤らざる由を附記せり。されど、愚解は少しく同じからず。深く諾尊の物と争ひ給はざる大御心に感佩し奉るなり。凡、物には絶對のものあるべからず。其の之あるは、理に於いて云ふのみなり。混沌といひ、太極といひ、無名といふ者、是なり。絶對よりして相對を生ず。陰陽といひ、有名といふ者、是なり。されども、相對の物にも純陰純陽なる無きは、易理明に之を説く。陰と云ひ、陽と云ふも、決して、其の純なるにあらずして、比較的に陰の勝ち、陽の優れるを云ふなり。故に、絶對を欲し、又は、相對にも純ならんを望むは、是天理を知らざる妄なり。生あれば死あり、成あれば滅あり。生成ありて死滅の無からむことを思ふは妄なり。而も、唯、生の死に勝り、成の滅に優らむことを欲せば可なり。世に一小惡も無からしめむと欲するは愚なり。祓除懺悔は果して神聖なる善事にあらざるか。前滅に必しも一小嫩草だに無きを要せず。他の花卉樹石の觀を害せずんば足る。儒佛基回百千の異教を撲滅するを要せず。我が本教の大體を失はずんば可なり。故に、異端を攻むるは是害なり。他の死滅して我のみ獨生成するを必せず。患ふる所は、我

の他に比して優勝なること能はざるにあり。火中陰ありて而もよくその陽を保ち、水中陽ありて而もよく其の陰を保つ。敵國外患なきものは國常に滅ぶといふにあらずや。嗚呼、吾人は何を苦みて蝸牛角上の鬭争を事とせむ。破邪顯正とはいへど、徳は必隣あり。但、須く諸尊の神慮を體して千五百産屋を建てむことを務むべし。此の心ありてこそ本教を説くべく、中つ國の經營を論ずべく、一身をも修むべけれ。『日本主義』以て如何とする。

(二) 全卷素盞男命暴惡の段に曰はく、

こゝに速須佐之男命天照大御神に白さく。我が心清く明き故に我が生めりし子手弱女を得たり。此に困りて言はゞおのづから我勝ちぬと云ひて勝さびに天照大御神の營田の畔を離ち其の溝を埋め又其の大背きこしめす殿に尿まり散しき。かれ然すれども天照大御神は咎めずて告り給はく尿如すは酔ひて吐き散すとこそ我が那勢の命かくしつらめ又田の阿を離ち溝を埋むるは地をあたらしとこそあがなせの命かくしつらめと詔り直し給へども當その惡しき態止まずて轉あり。

素尊が勝に募りてダマを振舞ふ其の暴慢頗憎むべき者あり。常人は之に對して惡意を發すべく、賢者は之を憐むべくも、正に相當の處置に出づべし。大神の之を見直し、取りなほし詔り直し給へる、何等の大慈悲、何等の宏量ぞ。蓋し、これ仁の極にあらざらむか。吾人は屢慈母が愛兒に對して「いひなほし」の教育法を用うるを見る。いひなほしは即教育法の根元にして、又接人の秘訣なり。而も、古今東西之を説くもの絶無にして、我が古典ひとり此の貴ぶべき大道を洩らせるは、大奇といふべし。恨に報ゆるに恨を以てせずして、直を以てし、徳を以てするが如きは、少しく這邊の理に近けれども、未、この大神の「詔直」といふ位には至らず。

禍津日神のまつ人に働かや、その力頗強大にして、同じ力の直毘神にては、到底後より之を脱除しがたきものあり。過ちては改むるに憚ること勿れとは常に聞くものから、過を二たびせざるを以て顔回の亞聖たるに見れば、其の云ふべくして行ひ難きを證するにあらずや。祓除懺悔の神聖の行事として稱せらるゝも、此の故なり。一の禍津日を矯正せんには、二の直

昆を要せんこと猶員數の一を正數とせんには、二の正數を要するが如し。然のみならず、先入せる者には頑たる情性ありて、之を除却するには、又相應の力を要す。されば、人を教導するに、其の惡のみ指摘して之に對する時は、禍津日神返りて暴びて、或は反撥し、或は自暴自棄するに至らむ。苟しくも良心あるものは、誰か善の善たり惡の惡たるを知らざらむ。其の之を知るといへども、惡を去りて善に就くこと能はざるは主として情性の然らしむるなり。是の時に當りて、前の惡を惡とし、なつむことなく、「汝は惡をせんとするにはあらじ。善をしつゝあるめり。いざ此方へ」と手を引き足をあげしめて、一も二も無く誘導せむに、凡人は之に機を得勵まされて、直に善導に赴くべく、惡意の者も（素尊の如きは例外とし）さすがに然らずとは云ひ難ねて、厭々ながらも之に従ふべし。諷諫を一とし、直諫を二とするも、此の理なり。而も、人情善を喜び惡を憎む。人の惡を視ては、おのづから其の人に對する愛をも害するが故に、多少の不快を懷き、惡意を持せざるはなし。是の故に、忠言を致しても他は瞑々の中に之に感じ、必しも善意を以て之を聽かず、折角の深切なる忠言も、水泡に歸することあるは豈悲しからずや。必や、この不幸を見ざらむには、我に江海の量ありて、他に對する愛の一分をも減せず、見直し、聞直し、取直し、云直して、自己の藥囊中に全く他を捕收し了するを要す。此の大風呂敷的なる大智徳に對して、誰人能く之を争ひ得べき。此の間固より厭應の自由を容れず。嗚呼、大御神の詔直の御振舞偶、素尊の意を改むること能はざりしかども、萬代かけて仰ぎ貴み神習ふべきなり。

こゝに、又、古來英雄の行事を見るに、其の企圖の完成する時は、已にその事の成れるが如く振舞ふ者多し。豊太閤の山崎、賤が嶽、征韓の役に於ける、始より明智なく、柴田なく、將、朝鮮なきを見る。之を凡夫にとらば、極めて早計なるが如くなれども、這般英雄の行事は一點の遲疑を容れざる者あり。其の信仰が成功を助くること極めて多なり。會、その企圖の齟齬することあるは、驥駿の一蹶、固より已むを得ざる者。何ぞ、英雄の價値を減ぜん。非常の際我が力量に堪へざる重物をも能く運搬するは、能不能の際に疑を挿まず、必定能くする者と云ひ直し、思ひ直して手を下せばなり。天壤無窮の神勅の

如きも、恐ながら此の種の慨あるべく想像し奉らるゝは非か。

驕りて、世上の態を概観するに、怨を以て怨に報い、暴を以て暴に代ふる底の事多きは、そも我が本教の流布せざるに因るにあらざるか。法律は争より生ず。人を見れば盜賊と思惟せよ的の原理より出でたる法律によりて支配せらるゝこの代の悲しさよ。いかでか、霽々たる大道を見ることを得む。この法律はた惟神のわざなるべければ、強に誹るにはあらねど、其の缺員を補足すべき道德の萎縮しぬる、いかに悲しからざらむ。殊にいふべきは、各種學校教育の現況なり。生徒にかくの如き惡あるに對して、此の法を設けたり。それにはそれ、これにはこれ、恰も商鞅の法に類する者漸々其の數を加へむとす。生徒を以て惡をしぬべきものと見て法を立てむに、彼等は何等の愛に感じて其の德を正しくすべき。前陳詔直の説明に詳せるが如く、返りて其の心意を害し、その德を壞らむのみ。此の如きは獄吏警官の爲にして、教育家などゝはかけても思ひよらぬ事共なり。師、弟を信ぜず、弟、師を信ぜず、一の信なきが故に一の誠なく、一の愛なく、路傍人の如きに至りて極る。慨くべきかな。

(三) 同木花之佐久夜毘賣皇后册立の段に曰はく、

こゝに大山津見神、石長姫を返せるによりて大に恥ぢて白し送りて言はく我が女二人並べて奉れる由は石長比賣をしては天神の御子の命は雪零り風吹くとも恒なること石の如く常磐に堅石に動かす坐させ、又木花之佐久夜毘賣としては木花の榮ゆるが如、榮えまさせむとうけひて貢りき。今石長比賣を返して獨木花之佐久夜姫を留むるが故に天神の御子の御壽は木の花のあまひのみ坐さむと。かれ是を以て今に至るまで天皇命たちの御命長からざるなり。

此の段、よく、長久短命美醜の關係を示し得たり。美なるものは柔軟にして、長久堅固なること能はず。長久なるものは堅固なれども、多くは、美なること能はず。是免るべからざる天の數なり。要は唯其の撰ぶこと如何にあり。天孫は政の美を見て實の短壽を見給はざりき。世には、又、之に反して、見る所醜惡なりとも實の常磐にして而も美なるを取るものもあ

るべし。恐れれども、此の段天孫の行は少しく實を輕じ給ひし者あるかに察せらる。

世事萬物利のみなる者なく、害のみなる者なし。美のみなるものなく、醜のみなるものなし。而も、此の間に得失相錯す。富國強兵と文明開化とは相容れざる者あり。自由平等と忠孝と亦然り。此の種の對を求めば枚擧に遑あらず。而も、其の諸對のもの各利害得失あり。之を大別して長久と美好とすべし。世人は、果して、其のいづれを選ばんと欲するか。古事記學者最後の斷案を考一考すべし。（國、第四卷第十一號）（明治三十一年十一月）

第三 源氏物語の價值

總論

源氏物語は國文學の上に第一等の書なり。

右は題に對する判定なり。

奈良平安の國文は又となき純粹なるものながら奈良のは極めていとけなきに平假字片假字成りて平安にこそ盛に生ひ出でけれ。されどそれもしまことによく發達して後の世にも及びなましかば唯鼻祖として古文としての値のみなるべけれどさばなくて此等の文の起る前より已に廣ごれりし漢文の爲に一すぢなる生長をばせざりしかば純國文の性格を見むに平安の文をおきて他に又とはあるまじきなり。それが中にもとも勝れてめでたきはこの源氏物語なり。組織の大なる、言語の豊富なる、學識の廣くて高きなどすべて之にまされるものなし。平安朝の純國文を一にうけて代るべき値に餘あり。國文學の上に第一等の書なりと云ふ事豈強ひたらめや。

理想は摸唐堂外の世に女の心なれば今より見ては幼しとも幼し。されど文學の特性としてその世の心を察するには足れりとも足れり。男女さらぬも人の情をうつせる筆は古も今にてよく眞美を得たり。



國文學の新研究



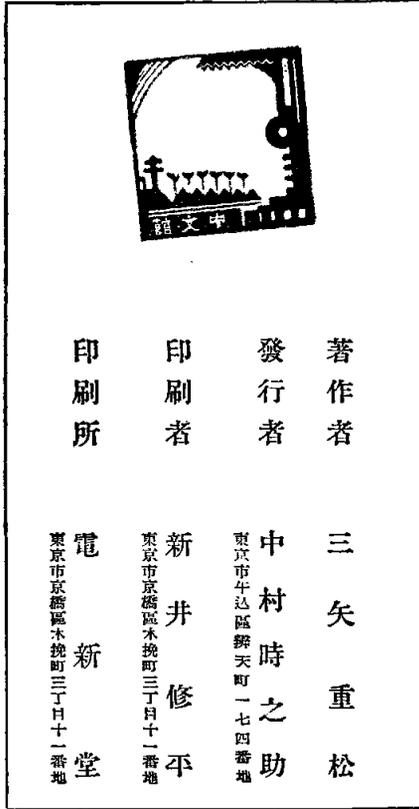
昭和七年十二月五日印刷
昭和七年十二月十日發行

發行所

東京市牛込區
辨天町一七四番地

中文館書店

電話牛込三三二五番
振替東京三八四二七番



著者 三矢重松

發行者 中村時之助

印刷者 新井修平

印刷所 電新堂

東京市京橋區木挽町三丁目十一番地

定價四圓八錢

